



第2章

特別史跡名古屋城跡の概要

2-1 史跡指定の状況

2-2 特別史跡名古屋城跡の概要

2-1 史跡指定の状況

2-1-1 史跡指定地の経過

明治2年(1869)尾張藩は版籍奉還によって名古屋藩と改称し、明治4年(1871)には廃藩置県によって名古屋県となり、陸軍の東京鎮台第三分営(明治6年(1873)名古屋鎮台、明治21年(1888)第三師団と改称)が置かれた。明治5年(1872)本丸と二之丸が、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。二之丸・三之丸には兵舎や軍関係の施設が整備されるなか、三之丸北東には練兵場が設けられ、射撃場とするために明治12年(1879)北東端の土塁に射塚が増築された。

明治26年(1893)6月2日には名古屋城の本丸と西之丸東部が宮内省に移管となり、名古屋離宮となった。また明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が離宮に追加された。昭和5年(1930)12月11日には名古屋離宮廃止に伴い離宮一帯(本丸・西之丸・御深井丸)は名古屋市に下賜され、宮内省から名古屋市に移管された。なお、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

昭和6年(1931)愛知県史蹟名勝天然記念物調査会による名古屋城に関する調査報告書が取りまとめられ、昭和7年(1932)12月12日、名古屋市所管部分(本丸・西之丸・御深井丸)と陸軍省が所管する水堀及び周辺道路の一部・二之丸空堀・三之丸土塁、(株)瀬戸電気鉄道所有の三之丸外堀部分など民有20筆、国有6筆の合計26筆(117,992.16坪(390,056.72㎡))が史跡指定を受け、「史蹟 名古屋城」となった。陸軍省所管の水堀は、明治35年(1902)に男爵黒川通軌に無償貸与されていたが、史跡指定の翌年(1933)には文部省に移管され、同年4月26日に、二之丸空堀など陸軍省所管部分を除いた史跡指定地の管理者に名古屋市が指定された。明治期から昭和初期にかけて軍用地・公共用地として利用されてきた二之丸・三之丸の史跡指定は、軍用地機能に直接影響を及ぼさない土塁や堀に留まり、軍隊が駐屯する二之丸・三之丸のほぼ全域は指定から除外された。これは当時、強大な軍部の意向が指定範囲に影響を及ぼし、城郭全域が指定地とならなかった要因になったと考えられる。昭和10年(1935)5月15日には、御園橋西の土塁が追加指定され、史跡指定地は合計27筆(118,040.79坪(390,217.48㎡))となった。

戦後の昭和27年(1952)3月29日には、「史蹟 名古屋城」の地番地積をそのまま踏襲して名古屋城は特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」となった。旧陸軍省所管地等の昭和8年(1933)史跡指定地管理者未指定部分と昭和10年(1935)の追加指定部分の管理者については、昭和41年(1966)2月9日に名古屋市が指定された。

二之丸は陸軍省から大蔵省(現財務省)の所管となり、旧兵舎は名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用されていたが、昭和28年(1953)3月31日には戦災を免れた北御庭の一部と前庭が文部省へ移管され、名勝指定を受けて「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和38年(1963)名古屋大学の移転に伴い、名古屋市は大蔵省から二之丸南の無償貸付を受けて愛知県へ設置許可し、翌年(1964)愛知県体育館が建設された。昭和40年(1965)10月28日には名古屋市が名勝指定範囲の管理者に指定され、昭和49年(1974)二之丸北の名勝指定範囲以外が名古屋市に無償貸付された。

三之丸では、明治42年(1909)に陸軍省が(株)瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀の堀底への鉄道敷設のための借地申請を許可し、明治44年(1911)に瀬戸電気鉄道外堀線として土居下

駅～堀川駅間が開通した。この鉄道敷設整備によって、東門、本町門、御園門の枡形は改変され、各土橋は開削された。三之丸西側の外堀は明治 42 年（1909）に埋め立てられている。この鉄道用地は大正 11 年（1922）に(株)瀬戸電気鉄道の所有となり、(株)瀬戸電気鉄道は昭和 14 年（1939）に(株)名古屋鉄道と合併したことから、瀬戸電気鉄道外堀線は名古屋鉄道瀬戸線となった。戦後の昭和 51 年（1976）には^{さかえ}栄乗り入れが決定し、瀬戸線の土居下駅～堀川駅間は廃線となり、堀内の鉄道施設撤去が行われた。平成 24 年（2012）には旧名古屋鉄道瀬戸線用地として必要な部分以外が、(株)名古屋鉄道から名古屋市と国土交通省に寄贈された。

三之丸南西端の土地は、大正 12 年（1923）から(株)日本放送協会が所有し（昭和 9 年（1934）追加）、戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県の所有となっている。また本町門枡形跡西の三之丸土塁に接する土地は、昭和 4 年（1929）陸軍省から名古屋市に払い下げられ、現在は愛知縣護国神社の所有となり、同神社の境内地となっている。

史跡指定翌年の昭和 8 年（1933）三之丸内への名古屋市庁舎建設のため、三之丸南東の大津通に接する土塁を開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎まで大津町線道路が北へ延長開通した。戦後、国道 22 号線（伏見通）の新設整備に伴って御園橋の東と巾下門枡形跡の南の 2 箇所土塁が分断撤去されるとともに、御園橋東には堀を跨ぐ新御園橋が架橋された。また昭和 40 年（1965）までには、三之丸東門枡形跡北側の土塁は東西に貫通する市道新出来町線^{しんできまち}の拡幅整備と清水橋架設により、その一部が撤去された。昭和 42 年（1967）都市計画事業として行われた大津町線道路の拡張により、三之丸南東の大津通に接する土塁がさらに開削された。この頃には大津通の北にあたる三之丸清水門の枡形は、既に跡形もなくなっていた。三之丸では史跡・特別史跡指定後もこれらの指定地の改変が行われた。

昭和 52 年（1977）6 月 27 日、特別史跡未指定となっていた二之丸内と三之丸北東の土塁（いずれも財務省所有地）が、文化財保護審議会（平成 13 年には他の審議会と整理・統合され文化審議会となる。）から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、告示されずに現在に至っている。

平成 30 年（2018）2 月 13 日、二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

表 2-1 史跡指定地に関する主なできごと

年	内容
明治 5 年（1872）	・本丸と二之丸が陸軍省の所管となる
明治 7 年（1874）	・三之丸が陸軍省の所管となる
明治 12 年（1879）	・射撃場として利用するため、三之丸東北端の土塁に射塚を増築
明治 26 年（1893） 6 月 2 日	・本丸と西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管となり、名古屋離宮となる（官報第 2976 号 官廳事項）
明治 35 年（1902）	・陸軍省所管の水堀を男爵 黒川通軌に無償貸与
明治 42 年（1909）	・西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が陸軍省から宮内省に移管 ・陸軍省が(株)瀬戸電気鉄道による三之丸南・東外堀への鉄道敷設のための借地申請を許可し、鉄道敷設整備によって東門・本町門・御園門の枡形が改変、各土橋が開削
明治 44 年（1911）	・三之丸南・東外堀全域に瀬戸電気鉄道外堀線開通（土居下駅～堀川駅間）
大正 11 年（1922）	・陸軍省から借用していた鉄道用地が(株)瀬戸電気鉄道の所有となる
大正 12 年（1923）	・三之丸南西端の土地が(株)日本放送協会の所有地となる（戦後に一部がアメリカ合衆国、後に名古屋市開発公社の所有となったが、現在は名古屋市と愛知県の所有）
昭和 4 年（1929）	・本町門枡形跡西の三之丸土塁に接する土地が陸軍省から名古屋市に払い下げ（現在は愛知縣護国神社の所有）
昭和 5 年（1930） 12 月 11 日	・名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第 37 号）

年	内容
昭和6年(1931)	・愛知県史蹟名勝天然記念物調査会が名古屋城を調査した内容を報告書にまとめる
昭和7年(1932) 12月12日	・本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等が史跡指定を受け「史蹟 名古屋城」となる(文部省告示第234号) 民有20筆、国有6筆 指定総面積26筆 117,992.16坪(390,056.72㎡)
昭和8年(1933)	・水堀が陸軍省から文部省所管となる
昭和8年(1933) 4月26日	・陸軍省所管部分を除く史跡指定地の管理者に名古屋市が指定
昭和8年(1933)	・三之丸南東の大津通に接する土塁の開削、堀上に架橋し、三之丸外堀から市庁舎前までの大津町線道路が延長開通
昭和10年(1935) 5月15日	・御園橋西の土塁48.63坪が史跡に追加指定(文部省告示第197号) 指定総面積27筆 118,040.79坪(390,217.48㎡)
昭和20年(1945)	・終戦後、二之丸が大蔵省(現財務省)所管となる
昭和27年(1952) 3月29日	・「史蹟 名古屋城」が特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」になる(昭和29年(1954)8月11日 文化財保護委員会告示第34号) ・指定総面積27筆 118,040.79坪(390,217.48㎡) ※史跡指定時の地番地積をそのまま踏襲
昭和28年(1953) 3月31日	・二之丸庭園北御庭の一部と前庭が大蔵省から文部省に移管となり、名勝指定を受け、「名勝名古屋城二之丸庭園」となる(昭和29年(1954)8月3日 文化財保護委員会告示第31号)
昭和38年(1963)	・大蔵省から名古屋市が二之丸南の無償貸付を受け、愛知県への設置許可により翌年(1964)愛知県体育館が建設される
昭和40年(1965) ごろ	・この頃までに国道22号線(伏見通)の新設に伴い、御園橋東と巾下門枅形跡南の土塁を分断撤去、御園橋東に新御園橋を架橋 ・市道新出来町線の拡幅整備と清水橋架橋により、三之丸東門枅形跡北側土塁の一部が撤去
昭和40年(1965) 10月28日	・名古屋市が名勝名古屋城二之丸庭園の管理者に指定(文化財保護委員会告示第63号)
昭和41年(1966) 2月9日	・昭和8年(1933)史跡指定地管理者未指定部分と昭和10年(1935)の追加指定部分の管理者に名古屋市が指定(文化財保護委員会告示第2号)
昭和42年(1967)	・大津町線の道路拡幅整備が行われ、大津町線に接する三之丸土塁をさらに掘削
昭和49年(1974)	・大蔵省から名古屋市が名勝指定範囲以外の二之丸北の無償貸付を受ける
昭和51年(1976)	・名古屋鉄道瀬戸線栄乗り入れが決定し、土居下駅～堀川駅間が廃線となり三之丸外堀の鉄道施設撤去開始(昭和53年(1978)乗り入れ開始)
昭和52年(1977) 6月27日	・二之丸内と三之丸北東の土塁(いずれも財務省所管地)が、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されるも告示はされず
平成24年(2012)	・旧名古屋鉄道瀬戸線用地の鉄道用地として必要な部分以外が、名古屋鉄道株式会社から名古屋市と国土交通省に寄贈
平成30年(2018) 2月13日	・二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定(平成30年(2018)2月13日 文部科学省告示第17号)

2-1-2 史跡指定告示・指定説明文

指定に係る告示内容は、以下のとおりである。

■史跡指定

昭和7年12月12日（文部省告示第234号）

史跡名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

第一類 史蹟

名稱 名古屋城

地名 愛知縣名古屋市西區南外堀町一丁目八番ノ二、八番ノ五
同六丁目一番、一番ノ二内実測十五町六段一畝十九歩六合二勺、
一番ノ一四、一番ノ二〇内実測五十六坪四合一勺、
自一番ノ二一至一番ノ三二、一番ノ三六
同樋ノ口町四丁目一〇番内実測百二十一坪五合三勺、一一番、
一二番、一四番、番外五番内実測二段五畝二十歩二合
同堀端町番外一番内実測一段一畝二十一步四合一勺
同上名古屋町北野二番内実測二段四畝十八歩二合七勺

所在地 愛知県名古屋市西區南外堀町、樋ノ口町、堀端町、上名古屋町

指定地積 民有二十筆内実測二十二町一段九畝三歩四合六勺

国有六筆内実測十七町一段三畝二十八歩七合

説明 モト柳丸城ト称セシ廢城ノ地ニアリ慶長十五年徳川氏ノ築城ニカヽリ前田毛利黒田以下諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメシガソノ天守閣ハ実ニ加藤清正ノ經營ニ成リ五層樓ノ上有名ナル黄金ノ鯨ヲ置ケリ本丸ハ最近マデ離宮タリシニヨリソノ保存最モ完全ナルガニ丸三丸等ハ陸軍用地トシテ兵營練兵場ソノ他ニ使用セラレ今僅ニ東御門及旧奥御殿庭園ノ一部及ビ銃眼ヲ有セル土塀等ヲ存スルニ過ギズトイヘトモ猶城門趾城濠等旧規見ルベキモノ少カラズ

指定ノ事由 保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス
旧建物ハ応急ノ修理ト雖モ十分ノ注意ヲ要ス

■史跡追加指定

昭和10年5月15日（文部省告示第197号）

史跡名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通追加指定ス

名古屋城（昭和七年文部省告示第二百三十四号）

地名 愛知縣名古屋市西區南外堀町六丁目一番ノ六〇

■特別史跡指定

昭和27年3月29日（文化財保護委員会告示第34号）

文化財保護法第六十九条第二項の規定により、愛知県名古屋市所在の史跡名古屋城跡を特別史跡に指定した。

説明 尾張を領した徳川義利（のち義直）の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。工は慶長十五年一月に起り、未年に至って終えたものの如く、元和二年四月、義利は駿府からここに居を移した。爾後歴代ここにあり、海道の押えとして重きをなし、以て明治維新に至った。城地は北から西にわたりて低地をめぐらず平地を占めていて、南面を底とする梯形状を呈し、その北西部にあたって低地を背面とした広大な中枢部を置いている。即ち空濠をめぐらし、大手、搦手の虎口に馬出を構えた本丸を守って、その西から北にかけて御深井丸、塩蔵構を、西から南にかけて西之丸を配し、東から南東に二三丸を置き、大小天守台、墨濠には堅固な石垣を築いている。而して二之丸の東に接して御屋形があり、これらの地域の外郭としてあたかも前面を覆うが如くに南部に三之丸の広大な一■が設けられ、土塁壘を築き、空濠をめぐらしている。今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占綴して往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枡形、馬出、墨濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。

■文化財保護審議会からの答申

昭和52年6月27日

説明 昭和7年12月12日史跡指定され、昭和10年5月15日一部追加指定され、昭和27年3月29日には特別史跡として指定された名古屋城は、江戸時代、尾張徳川家の居城であった。

現在の指定地は本丸とその周囲の堀、二の丸周囲の堀、及び三の丸の土塁・空堀であるが、今回これに名勝名古屋城二之丸庭園を含む二の丸内部と三の丸土塁のうち東北の未指定部分を追加して指定し、枢要部の保存に万全を期するものである。

引用：文化庁、『国指定文化財等データベース』

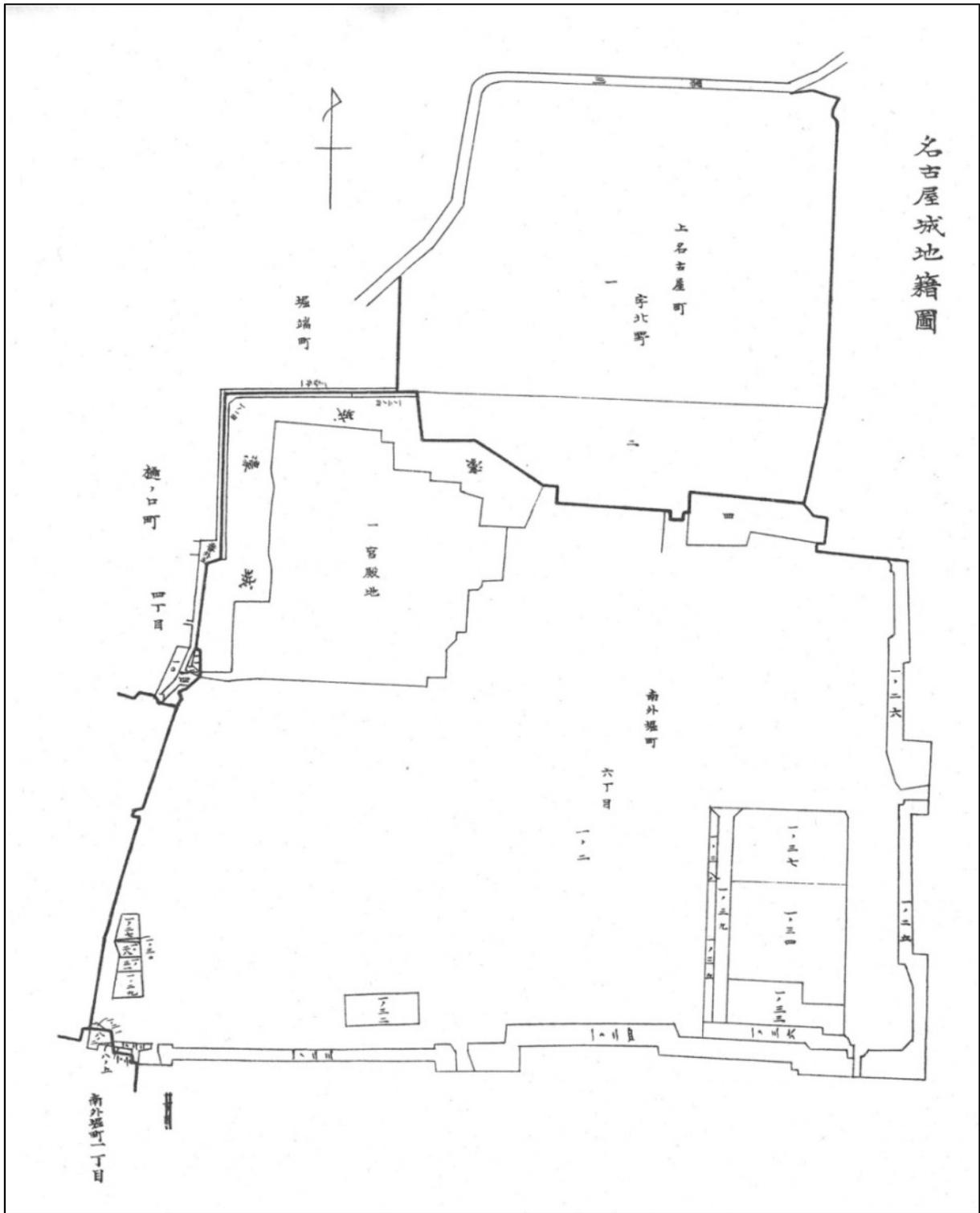


図 2-1 史跡指定時（昭和 7 年(1932)）の地籍図

引用：愛知県史蹟名勝天然記念物調査会、1931 年、『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告 第九』、愛知県

表 2-2 史跡指定地の地籍表（昭和7年(1932)）（愛知県史蹟名勝天然記念物調査会（1931）から作成）

市区町丁目	地番	地目	地積	備考	所有者氏名
名古屋市西区 南外堀町一丁目	八番ノ二	軌道用地	反 ・七〇〇		瀬戸電気鉄道株式会社
同	八番ノ五	軌道用地	反 ・〇〇八		同
名古屋市西区 南外堀町六丁目	一番	公園地	坪 四三、九六二・九八		名古屋市
同	一番ノ二	師団敷地	反 実測一五六・一一 九・六二	濠一七・三〇八坪四五 内訳濠一三・八五八坪八七 五 土塁一五・六八二坪五六五	陸軍省所用官有地
同	一番ノ一 四	道路敷	坪 五二五・二〇		官有地
同	一番ノ二 〇	区役所敷地	坪 実測五六・四一	一番ノ二〇ノ内	名古屋市
同	一番ノ二 一	鉄道用地	反 ・〇〇七		瀬戸電気鉄道株式会社
同	一番ノ二 二	同	反 一・〇〇九		同
同	一番ノ二 三	同	反 一六・四一七		同
同	一番ノ二 四	同	反 二一・七一八		同
同	一番ノ二 五	同	反 一〇・六一三		同
同	一番ノ二 六	同	反 一〇・四〇四		同
同	一番ノ二 七	宅地	坪 四二〇・四五		社団法人日本放送協会
同	一番ノ二 八	同	坪 二〇四・三三		同
同	一番ノ二 九	公立学校敷地	反 二・一〇五		名古屋市
同	一番ノ三 〇	宅地	坪 一四・七六		社団法人日本放送協会
同	一番ノ三 一	公立学校敷地	反 ・九一五		名古屋市
同	一番ノ三 二	雑種地	坪 二〇〇〇・〇〇		同
同	一番ノ三 六	同	反 七・二二四		大蔵省
名古屋市西区 樋ノ口町四丁目	一〇番	土木管工事務 所敷地	坪 実測一二一・五三	一〇番ノ内	名古屋市
同	一一番	原野	反 ・二一八		同
同	一二番	道路	反 ・二二一		同
同	一四番	同	反 一・三〇八		同
同	番外五番	道路敷	反 実測二・五二〇・二	番外五番ノ内	官有地
名古屋市西区 堀端町	番外一番	道路敷	反 実測一・一二一・四 一	番外一番ノ内	同
名古屋市西区 上名古屋町北野	二番	官有地	反 二・四一八・二七	二番ノ内	陸軍省

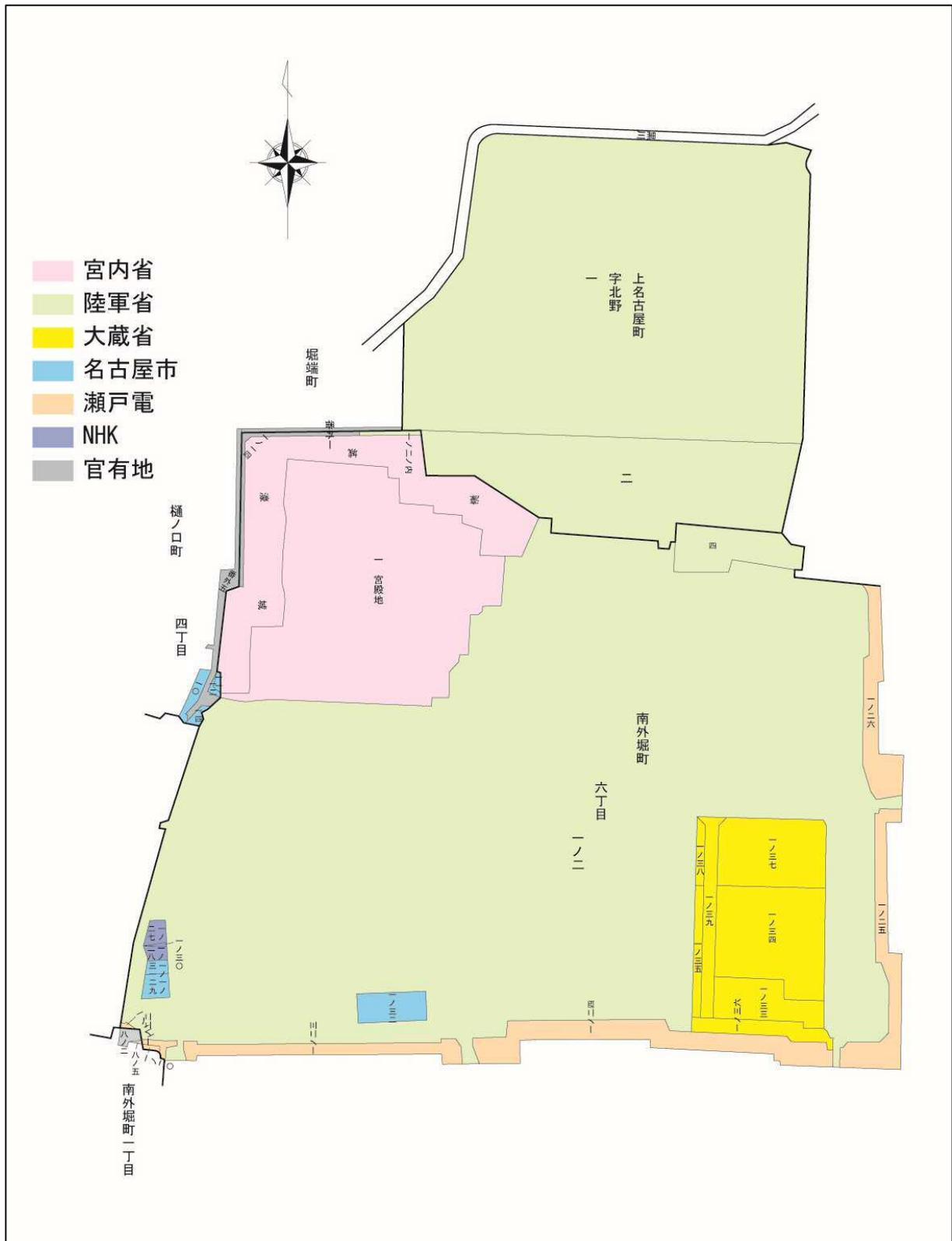


図 2-2 史跡指定時（昭和 7 年(1932)）の所有者区分

図 2-2 史跡指定時（昭和 7 年(1932)）の地籍図から作成

2-1-3 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和7年(1932)に史跡指定された部分と、昭和10年(1935)に追加指定された部分の合計27筆、118,040.79坪(390,217.48㎡)で構成されている。

指定範囲は昭和7年(1932)の史跡指定当時に地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分が一部ある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内(いずれも財務省所管用地)については、昭和52年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存・活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されずに現在に至っている。

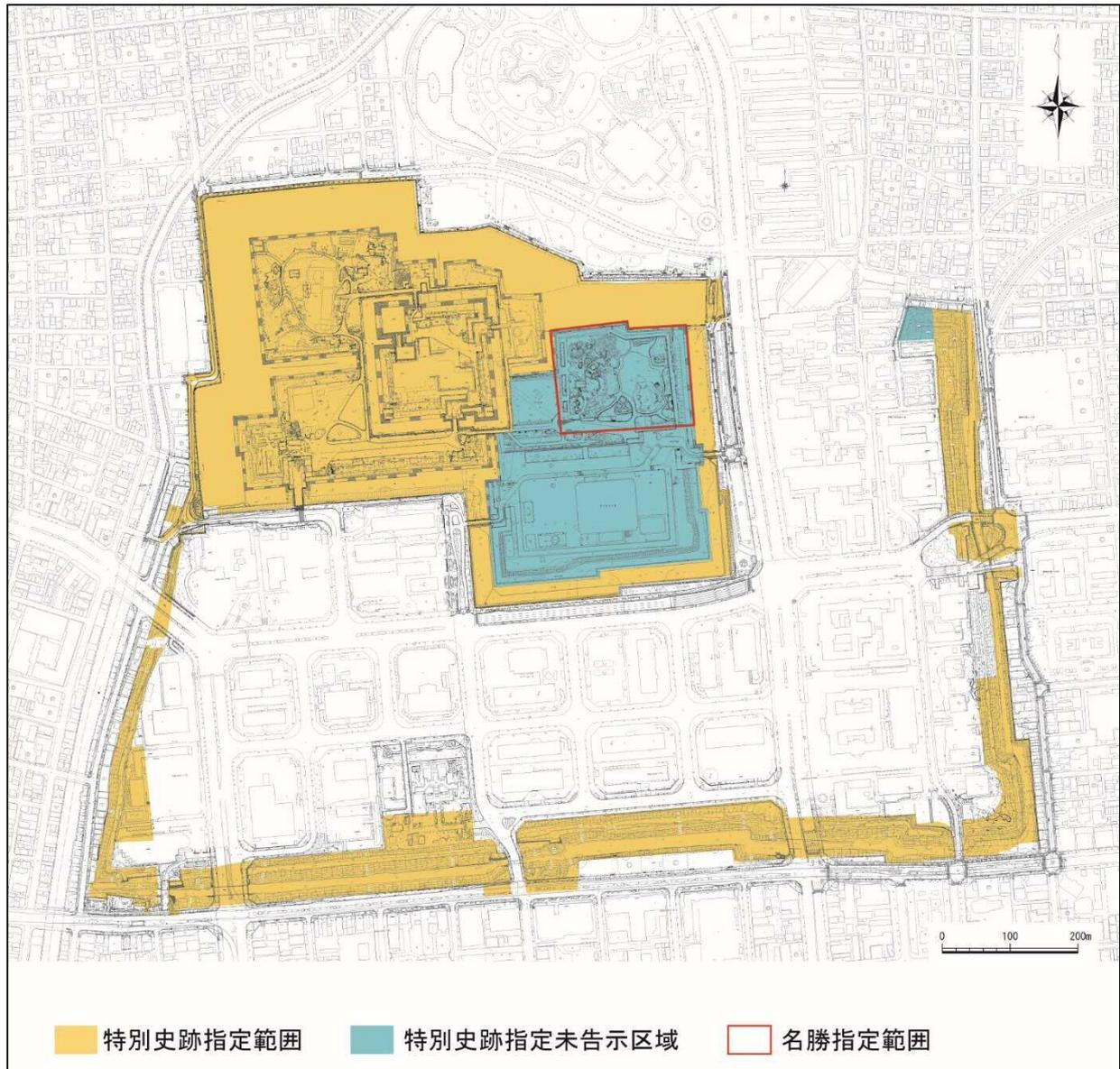


図 2-3 特別史跡指定範囲

2-1-4 特別史跡指定地の状況

(1) 土地所有区分

指定地の土地所有区分に関しては、下図に示すとおりである。概ね、本丸・御深井丸・西之丸などを名古屋市、堀及び名勝二之丸庭園の旧指定範囲などを文部科学省が所有している。また、名勝二之丸庭園旧指定範囲以外の二之丸部分を財務省が所有している。三之丸外堀部分においては、名古屋市、愛知県、文部科学省、財務省、国土交通省の所有であり、鉄道の敷設された一部分が(株)名古屋鉄道の所有となっている。

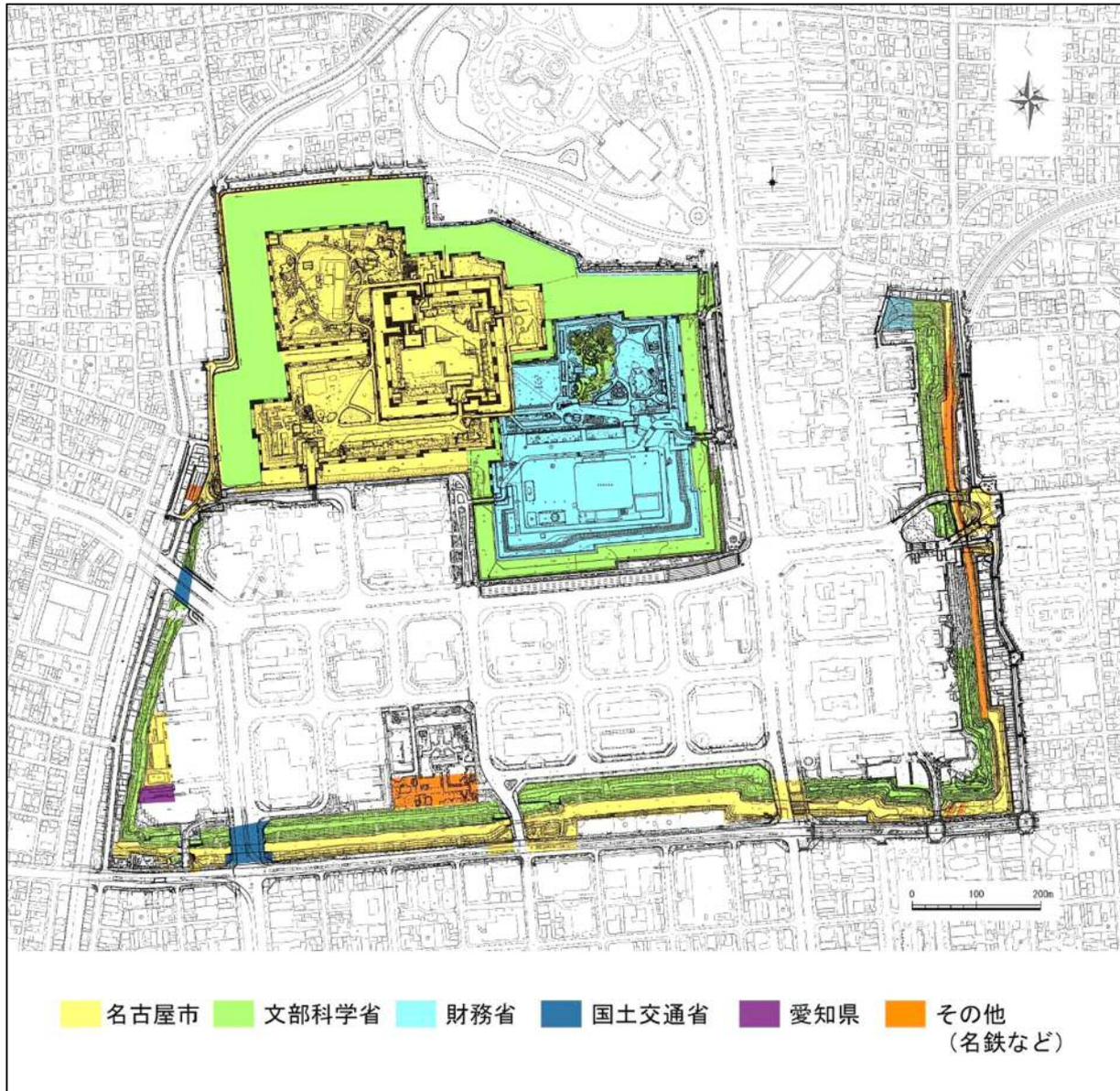


図 2-4 特別史跡指定地の所有区分

(2) 管理区分

管理区分については、所有者である国からの無償貸付を含め大部分が名古屋市となっている。市の管理区域については、名古屋城総合事務所が管理する部分と緑政土木局が管理する部分に分かれている。

なお、二之丸の南部の大部分については、愛知県が名古屋市から愛知県体育館の設置許可を受けて管理している。

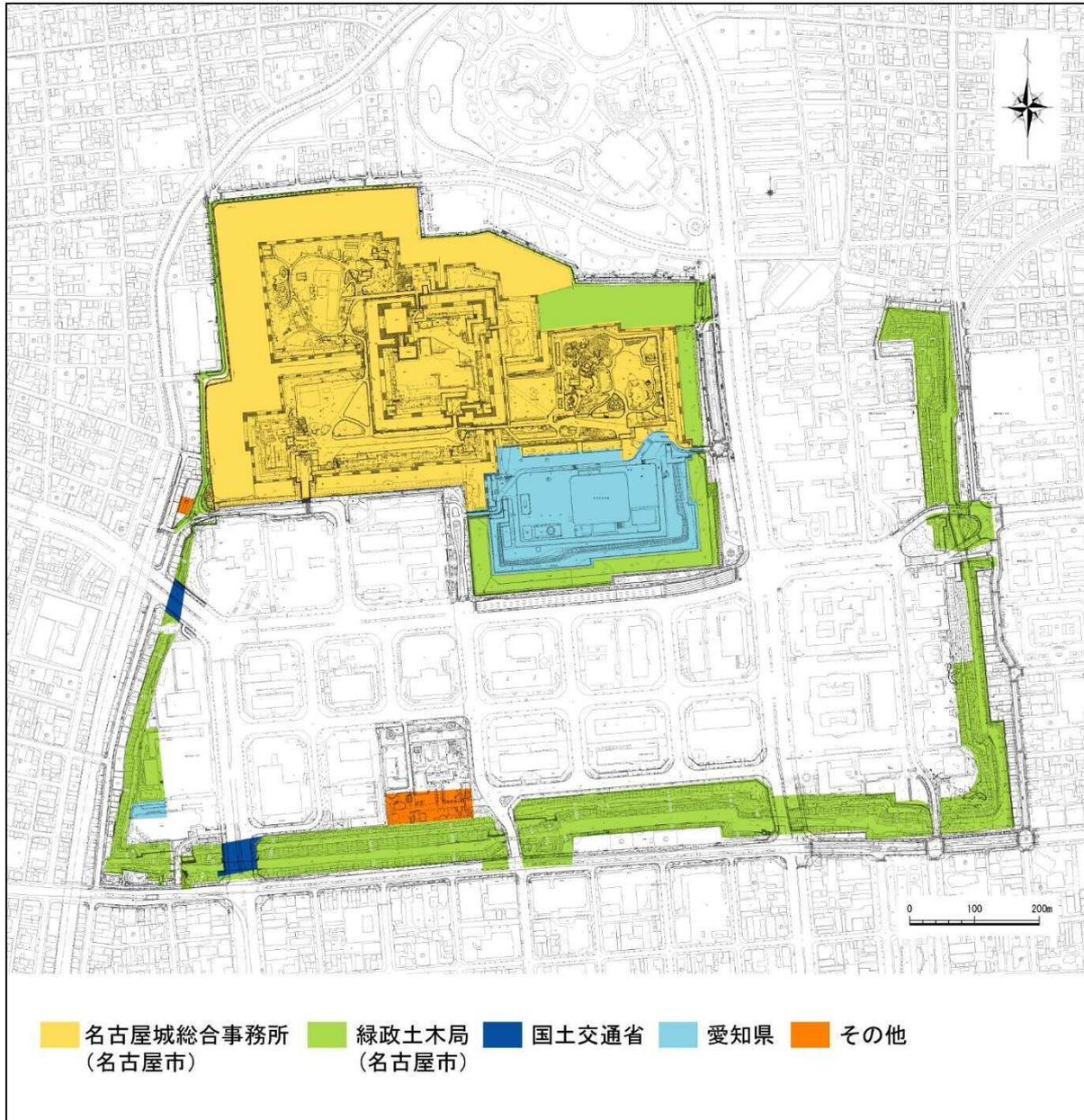


図 2-5 特別史跡指定地の管理区分

2-2 特別史跡名古屋城跡の概要

2-2-1 位置・地形特性

現在の名古屋市は、日本のほぼ中央に位置し東京からは約260km、大阪からは約140kmの位置にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、江戸時代においても、国内の主要な街道であった東海道や中山道などの五街道の付属街道として、尾張には美濃街道、佐屋街道などが通り、近隣諸国を結ぶ街道として中山道につながる木曾街道（上街道）、善光寺街道（下街道）などが通っており、交通の利便性が良い立地環境であった。

名古屋市の地形は、中央部の洪積台地、東部の丘陵地、北・西・南部の沖積平野の3つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすもののおおむね平坦な地形となっている。

市域東部の丘陵地域は標高30～100m程度であり、北東部から南の知多半島へと直線的に連なっている。中央部の洪積台地は、標高5mから30mの極めて平坦な台地地形であり、6～9万年前に火山降灰の海底堆積物が隆起してできたといわれている。

名古屋城は、市域中央部の洪積台地の北西端に位置し、市の玄関口である名古屋駅、あるいは、中心街の栄から直線距離約2.5kmの位置にある。かつて武家屋敷や寺社が並んでいた三之丸曲輪内には官庁街、名古屋城北には名城公園北園が広がっており、西側には四間道などの町並み保存地区など下町の雰囲気を残す住宅街がある。また、築城に際して城下に必要な米や塩などの物資を運搬するための運河として開削された堀川が城下町の西端を南下し、伊勢湾に注いでいる。

名古屋城周辺の地形特性は、北西方が断崖になっており、濃尾平野の眺望の開ける絶好の佳地であるとともに、天然の要害でもあった。一方、東と南に連なる台地は、城下町の中心部を形成するのに安定した地盤が広がり、その南端には東海道と熱田湊が位置した。

徳川家康が名古屋城を築くにあたっては、北面に天然の要害を有するなどの軍事面と、東西交通の要衝であることから、文化や交易の栄える都市を築くのに相応しい場所として、この地を選んだといわれている。

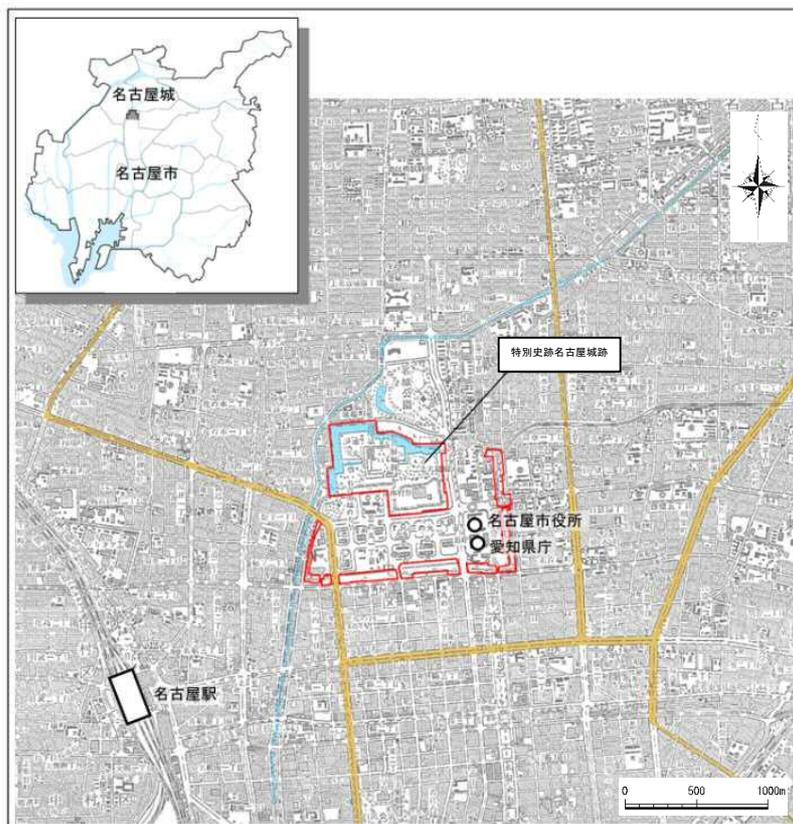


図 2-6 特別史跡名古屋城跡の位置図

引用：名古屋市市民経済局、2012、『特別史跡名古屋城跡全体整備計画 増補版』、名古屋市

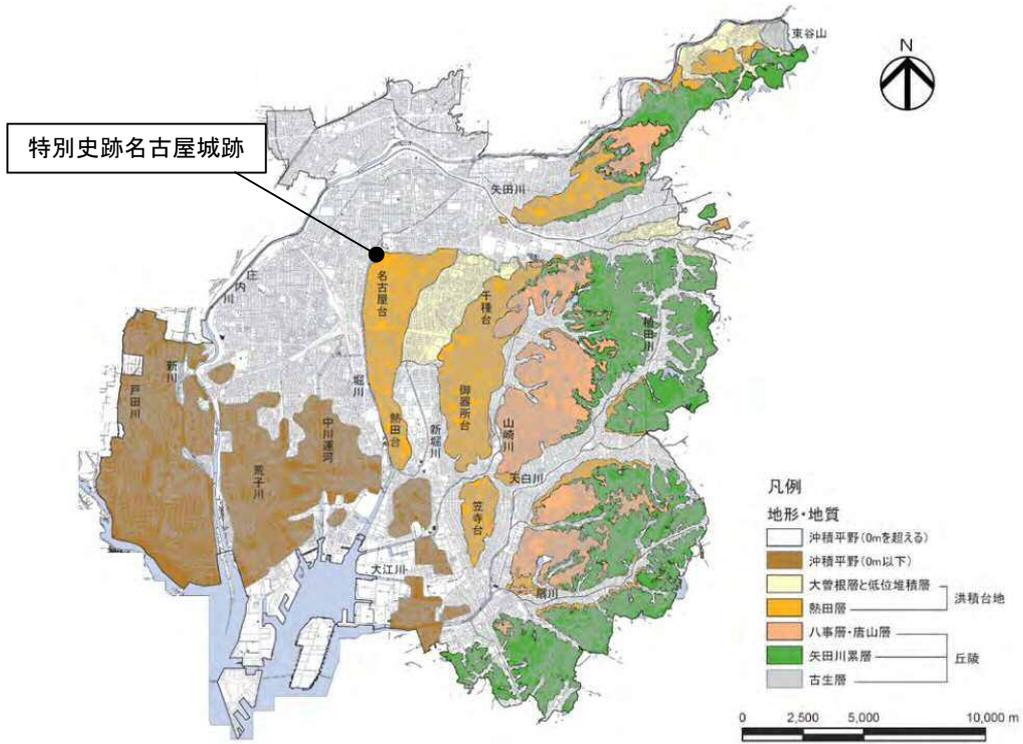


図 2-7 名古屋市の地質図

引用：名古屋市住宅都市局、2014、『名古屋市歴史的風致維持向上計画』、名古屋市



図 2-8 名古屋城周辺の地形図

2-2-2 歴史的環境

(1) 名古屋城の歴史

■古代から中世（～慶長5年（1600））

名古屋の地では5世紀から7世紀にかけて、大和王権と強力な関係を築いた「尾張氏」が東海地方の最大の豪族として台頭していた。大化元年（645）には、大化の改新で中央集権律令国家体制が成立し、地方は国・郡・里に分けられたことから、中島、海部、葉栗、丹羽、春部、山田、愛智、智多の8郡からなる「尾張国」が誕生した。尾張国の中心は国衙が所在していたとされる中島郡（現在の愛知県稲沢市等）と推定される。

平安時代には、各地に荘園が誕生し、名古屋では那古野荘、山田荘、富田荘が確認でき、中でも那古野荘は、後白河上皇の女御で高倉天皇の生母である建春門院に寄進された皇室領荘園であった。

室町時代になると足利一門の有力氏族である斯波氏が室町幕府における尾張・遠江・越前の守護となり、尾張では織田氏が守護の代官である守護代となった。こうした中、守護所が国の中心となり、応永年間には国衙に近く、交通の要衝であった下津（現在の愛知県稲沢市下津町）に守護所が置かれ尾張の中心となったが、文明8年（1476）斯波氏の内紛により下津の守護所は焼失した。これにより清須城（現在の愛知県清須市）を新たな守護所とし、清須が尾張の中心となった。

名古屋の地では、足利氏の流れを汲む今川那古野氏が、鎌倉時代後期から名古屋台地北部の那古野の地を領有しており、大永年間（1521～1524）には、現在の二之丸付近に那古野城を築いたとされている。

応仁・文明の乱（1467～1477）により室町幕府が没落し戦乱の世となると、尾張でも各地に割拠した群雄が相争うようになり、城や砦を築いて合戦が繰り広げられた。守護代であった織田家は文明11年（1479）より分裂し、清須城を本拠とする織田大和守家（清須織田家）の守護代・織田達勝の重臣であった織田信秀（信長の父）が台頭した。勝幡城（現在の愛知県愛西市・稲沢市）を拠点としていた信秀は、天文7年（1538）頃に那古野城を奪取し、勝幡城からここに移って本城とした。天文15年（1546）頃には古渡城（現在の名古屋市中区）を築き居城とすると、信長に那古野城を譲った。その後、三河及び東尾張からの今川軍の侵入を防ぐために末森城（現在の名古屋市千種区）を築城し、激戦を繰り広げていたが、天文21年（1552）に末森城にて没した。信秀の跡を継いだ信長は天文23年（1554）清須城を奪うと那古野城から居城を移し、那古野城は信長の叔父にあたる信光が城主となったが家臣に殺害され、重臣である林秀貞の居城となるも、天正10年（1582）には廃城となった。

その後、守護・斯波義銀を追放し、岩倉織田家の守護代・織田信賢を降伏させるなどして尾張統一を果たした信長は、永禄3年（1560）桶狭間にて尾張に侵攻してきた今川義元を討ち取り（桶狭間の戦い）、永禄6年（1563）頃には小牧山城、永禄10年（1567）には岐阜城、天正4年（1576）には近江の安土城に拠点を移しながら、天下統一に向けて勢力を伸ばしていった。

しかし天正10年（1582）天下統一を目前としていた信長は、家臣の明智光秀の謀反により京の本能寺にて没した。その後は謀反を起こした明智光秀を討伐し、信長の天下統一事業を引き継いだ羽柴秀吉が信長と同盟関係であった徳川家康を臣従させるなどして、天下統一を成し遂げた。

慶長3年（1598）秀吉が伏見城に没すると、天下の情勢は豊臣方と徳川方に二分され、慶長5年（1600）関ヶ原で天下分け目の決戦が行われ、徳川方が勝利した。

■近世（藩政期：慶長5年（1600）～明治5年（1872））

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、同年に四男の松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入ったが、慶長12年（1607）28歳の若さで死去した。その後、家康は九男の義直に忠吉の遺領を継がせ、義直が尾張藩の主となったことで尾張徳川家が始まった。しか

し義直は当時若干8歳と幼少であったことから、家康の居城である駿府城で養育され、義直の付家老に任じられた平岩親吉が国政を代行した。

家康は、清須城の規模、水害などの危険性などから、新城の築造が妥当であるとの上申を山下氏勝から受け、名古屋台地に新たに城を築造することを決定し、慶長14年(1609)名古屋遷府令を発した。関ヶ原の戦い以降、家康は未だ大坂に健在していた豊臣方との緊張が高まる中、豊臣方への包囲網の一環として各地の城の整備の大部分を公儀普請により進めており、名古屋城築城開始前後では丹波篠山城、丹波亀山城、伊賀上野城の改修・築城を行った。名古屋城は豊臣方への包囲網の形成の中で、江戸に直結する東海道の防衛の最大の拠点として築城されることとなった。

慶長15年(1610)公儀普請により、加藤清正、福島正則ら、西国・北国の諸大名20名を動員して築城が開始された。動員されたのは豊臣恩顧の大名であり、彼らの経済力を弱め、幕府の脅威となることを防ぐことが目的であったと言われている。

城の地割りである縄張には家康自らも関わり、方形で直線状とシンプルながらも、馬出や土橋、枳形門を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となった。土木工事である普請としては外様大名に各担当箇所を割り当てて石垣が築かれた。天守台石垣は石垣づくりの名手とされた加藤清正が自ら申し出て担当し、その活躍により3ヶ月を経ずに天守台石垣は完成した。天守台のみならず、名古屋城の石垣は当時の最新技術である算木積が角部に用いられている。建築工事である作事では、家康側近の中井正清が大工棟梁に当てられ、技術的な設計や計画を担当した。天守台完成から2年後の慶長17年(1612)に五層五階地下一階の層塔型の日本最大級の建築規模を誇る大・小天守が完成した。規模のみでなく大天守大棟には金鯨が上げられ、尾張徳川家の城の象徴となるにふさわしい天守となった。同年に本丸御殿の建設が着工され、元和元年(1615)後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

本丸御殿完成と同年、藩主義直と紀州和歌山藩主浅野幸長の娘である春姫との婚儀が本丸御殿で行われた。元和2年(1616)には義直は正式に尾張に入国し、それまで居としていた駿府城から名古屋城に移り、本丸御殿に入った。

元和元年(1615)からは二之丸御殿の整備が本格化し、元和3年(1617)に完成した。3年後には、藩主義直が本丸御殿から二之丸御殿に移住し、以後歴代藩主の生活の場であり、政務の中心である政庁となった。この頃に義直は庭園の造営に着手し、寛永5年(1628)頃に二之丸庭園(北御庭)が完成したと考えられている。その後は現存する史資料から、少なくとも二代藩主光友、十代藩主^{なりとも}齊朝の時代に庭園の改修が行われていると考えられている。本丸御殿は藩主義直が二之丸御殿に移住した後は閉ざされており、寛永11年(1634)の將軍家光の上洛に際して、その前年から上洛殿・湯殿書院が増築され、家光の宿泊所として使用されたが、その後は藩政期を通してほとんど使用されることはなかったとされる。また、この頃に下御深井御庭^{したおふけおにわ}が整備されたと考えられる。寛文3年(1663)以降、二之丸南には馬場や矢場で構成される^{むこう}向屋敷が整備された。

城下町の形成は、それまで尾張の中心であった清須城下からの移転である「清須越」^{きよすこし}によって行われた。これは、町人や職人などだけでなく、寺社や町名をも含めた都市ぐるみの移転であり、三之丸の南側には碁盤目状に町人地を置き、それを取り囲むように武家地を、さらにその東側と南側に寺町が配置された。

また、築城と同時期に福島正則に命じて、城の西側^{はばした}下門枳形から南の熱田に至る運河である堀川の開削が行われた。この運河は、城下に必要な米や野菜、魚や塩などの物資を運搬するために利用され、城下町の発展に絶大な効果をもたらした。

これら築城に伴い行われた城下町の形成によって、尾張の中心が名古屋へと移り、現代までつづく名古屋の街の都市形成のはじまりとなった。

名古屋城築城から59年が経った寛文9年(1669)には、第一回目となる天守の修理が行われ、天守の惣屋根土居葺及び惣壁下地から仕直し、また惣屋根、練土瓦葺直しと漆喰新規直しなどが行われた。その後、元文5年(1740)に至るまで13回にわたって大小の修繕が行われたが当面の繕いにすぎず、天守台石垣が沈み、天守が北西方向に傾いてしまった。このため宝暦2年(1752)大規模な修理を断行することとなり、天守台石垣の積み直しから、天守の一部解体、二、三、四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺替えるなどし、宝暦5年(1755)に完了した(宝暦の大修理)。

慶応3年(1867)10月、大政奉還により幕府が朝廷に政権を返上すると、12月に王政復古の大号令が発せられ新政府が発足した。当時、尾張藩では14代藩主である徳川慶勝が隠居した後も実権を握っており、新政府における議定の役職に就いた。こうした中、朝廷は慶勝に尊皇派への藩論の統一と周辺大名等の誘引を命じた。これにより明治元年(慶応4年(1868))1月、慶勝は渡辺新左衛門ら重臣3名とその他の計14名を佐幕派とみなして処刑し、強引に藩論の統一を図った(青松葉事件)。

■近代(陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893))

明治2年(1869)版籍奉還によって尾張藩は名古屋藩と改称し、明治4年(1871)には廃藩置県によって名古屋藩と犬山藩が合併して名古屋県となった。明治5年(1872)6月に名古屋城本丸に陸軍の東京鎮台第三分営が置かれ、9月には二之丸、明治7年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。

明治6年(1873)政府は全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方(廃城令)を出し、陸軍にとって不要な城郭は廃止することを命じたが、陸軍省所管となっていた名古屋城は廃城を免れた。同年、東京鎮台第三分営は名古屋鎮台と改称し(さらに明治21年(1888)に第三師団と改称)、天守を仮兵舎、本丸御殿を名古屋鎮台本部として利用した。翌年(1873)から二之丸や三之丸に兵舎等が整備され、天守の仮兵舎としての機能は移転していったが、本丸御殿は明治20年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用された。この頃、城内には陸軍の施設が建設され、乃木倉庫もこの頃に建てられたと考えられると同時に二之丸御殿をはじめとする多くの建物が撤去された。しかし名古屋城の保存を訴える声が多く挙がり、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とした。これにより建造物等には保存修理が施されることとなった。

明治14年(1881)には、二之丸庭園の一部、東南中央の深谷及び深流の庭を原形のまま、三之丸南東にあった陸軍将校クラブ偕行社内に移築したと伝えられている(三之丸庭園)。

名古屋に市制施行がされた明治22年(1889)には、下御深井御庭が徳川家より陸軍省所管となり、後に練兵場として利用されることとなった。

この頃、明治12年(1879)の名古屋城の永久保存の決定により、建造物等の保存修理の費用と人員の負担が重荷となったことが要因の一つとなり、名古屋城を陸軍省から宮内省へ移管することが協議され、明治24年(1891)に議決された。しかし同年に濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。地震による被害の修復では陸軍省が費用を負担し、相当な技術者を持つ宮内省が実務を行ったが、本丸多聞櫓などは撤去された。

■近代(離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930))

明治26年(1893)名古屋城を永久に保存するため、本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。

明治30年・31年(1897・1898)には二之丸の東、南の堀は、堀底に溝渠を設け排水したことにより空堀と化した。またこの頃に本丸大手馬出西側の堀が埋め立てられたと考えられる。

明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸が宮内省に移管となり、明治43年(1910)に

濃尾地震で被害を受けた榎多門^{えのきだ}を撤去して旧江戸城蓮池門を移築し、翌年完成した。明治44年(1911)には、三之丸の南堀及び東堀に瀬戸電気鉄道外堀線(土居下駅^{どいした}～堀川駅間)が開通した。この外堀線は「お堀電車」と呼ばれ、市民に親しまれていたが、昭和51年(1976)瀬戸線の栄町乗り入れにより廃線となった。

大正8年(1919)前後、名古屋城建造物等の保存修理に向けて、宮内省内匠寮は詳細な建物調査を実施し、名古屋離宮の実測図作成に着手した。

大正10年(1921)暴風雨により崩壊した西南隅櫓の修復整備が開始され、大正12年(1923)に完了した。このとき、漆喰であった白壁を白セメントモルタル仕上げとした。

■近代(市営期：昭和5年(1930)～昭和20年(1945))

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止となり名古屋市へ下賜され、本丸・西之丸・御深井丸^{おふけまる}が名古屋市所管となった。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守・本丸御殿等城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。また翌年(1931)には名古屋城(名古屋市所管部分)を一般公開し、現在の名城公園北園も同時期に開園した。この頃から市民にとって名古屋城が身近なものとなり、天守をはじめ名古屋のシンボルとして親しまれる存在となった。

昭和7年(1932)本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等、約4万4千坪が史跡に指定された。同年から名古屋市は旧国宝建造物24棟の実測調査を開始し、図面等を作成した(「昭和実測図」)。また、昭和15年(1940)からは写真撮影も開始し、残されたガラス乾板は700枚以上にもものぼる(「ガラス乾板写真」)。これらは、後に太平洋戦争による空襲で被害を受ける前の名古屋城の姿を現在に伝えるものとして貴重な史料となっている。

名古屋城が史跡指定を受けた昭和7年(1932)、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、この頃に三之丸では名古屋市庁舎(昭和8年築(1933))や、愛知県庁舎(昭和13年築(1938))など帝冠様式の公共建築が立ち並び、官庁街が形成されていった。

昭和17年(1942)には日本丸御殿障壁画345面附16面が旧国宝に指定された。

太平洋戦争終戦間近の昭和20年(1945)5月、空襲により天守、本丸御殿等主要な建造物を焼失し、本丸の東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、二之丸の二之丸東二之門、二之丸大手二之門、御深井丸の西北隅櫓の6棟のみが辛うじて残された。日本丸御殿障壁画は、同年3月に御深井丸の乃木倉庫に襖・杉戸絵が移され、天井板絵は「ガラス乾板写真」・「昭和実測図」とともに西南隅櫓に移されており焼失を免れた。それら障壁画は焼失を免れた他の県内の旧国宝とともに灰宝神社(現在の愛知県豊田市)に疎開し終戦を迎え、戦後の昭和21年(1946)に疎開先から名古屋城に戻された。

■現代(市営期：昭和20年(1945)～)

戦災により名古屋城は甚大な被害を受けたが、終戦の翌年の昭和21年(1946)には一般公開を再開した。昭和25年(1950)の文化財保護法の施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門の4棟と日本丸御殿障壁画183面附16面が重要文化財に指定された。重要文化財に指定された建造物は、昭和27～28年(1952～1953)に東南隅櫓の解体修理、昭和37～39年(1962～1964)に西北隅櫓の解体修理を行った。昭和30・31年(1955・1956)には重要文化財へ日本丸御殿障壁画149面・331面附369面が追加指定された。

昭和27年(1952)には史跡指定地一帯は特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。昭和34年(1959)には市民の機運の高まりにより市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門^{えのきだ})を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。昭和53年には不明門の復元を行った。

二之丸では昭和28年(1953)に二之丸庭園の北御庭の一部と前庭が名勝に指定され、昭和42年(1967)には名勝名古屋城二之丸庭園を一般公開した。戦後より名勝指定範囲以外では旧兵舎

を名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用していたが、昭和38年（1963）に名古屋大学が移転し、二之丸南には愛知県が愛知県体育館を建設した。これに伴って二之丸大手二之門と二之丸東二之門を解体したが、昭和42年（1967）に解体後保管していた部材を替えることなく二之丸大手二之門を原位置へ復原、昭和47年（1972）には二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築し、昭和50年（1975）にはそれぞれ重要文化財に指定された。昭和48・49年（1973・1974）には名古屋学生会館で火災が起こったため、建物を撤去して跡地を二之丸東庭園として整備し、昭和54年（1979）に一般公開した。なお、二之丸内と三之丸北東土塁は昭和52年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。平成9年（1997）には御深井丸おふけまるにある陸軍期に建てられた乃木倉庫が国登録有形文化財に指定された。

平成21年（2009）1月には本丸御殿の復元整備に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っており、平成30年（2018）に全体公開の予定である。

平成22年（2010）から平成25年（2013）にかけて旧二之丸東二之門の解体修理を行い、平成22年から平成27年（2015）にかけては西南隅櫓の半解体修理を行った。平成24年度（2012）には『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』を策定し、これに基づいて平成25年度（2013）から二之丸庭園の修復整備に着手するなど、城内の文化財の保存整備を順次行っている。なお、平成30年（2018）二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定された。

(2) 名古屋城の構造

1) 縄張

名古屋城は平地に築かれた平城であり、城の北側と西側には低地が広がり、城の立つ台地との比高は10mを超える。四方を空堀で囲まれた本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式であり、各曲輪とも方形で直線状と単純である。西之丸西側と御深井丸・二之丸の北側の二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁で囲まれている。また、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され、堀と土塁で囲まれていた。

本丸の南と東には馬出が設けられ、これらと本丸を囲む二之丸・西之丸・御深井丸は堀で仕切られ独立しており、各間は全て本丸内堀に接して築かれた幅の狭い土橋で連結されていた。これにより土橋を渡ろうとする敵を本丸内から攻撃することができ、いずれかの曲輪が落ちたとしても各曲輪は独立しているため、他の曲輪へ侵攻しにくくなる。さらに重要な虎口は二重の門で構成された枡形が設けられていた。

このように名古屋城の縄張は、曲輪が方形で直線状と単純なものであるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

なお、各門の名称は『金城温古録』において、本丸の「表二之門」は「南二之御門」、二之丸の「大手二之門」や三之丸の「本町門」など「大手二之御門」「本町御門」と記述されているものもある。

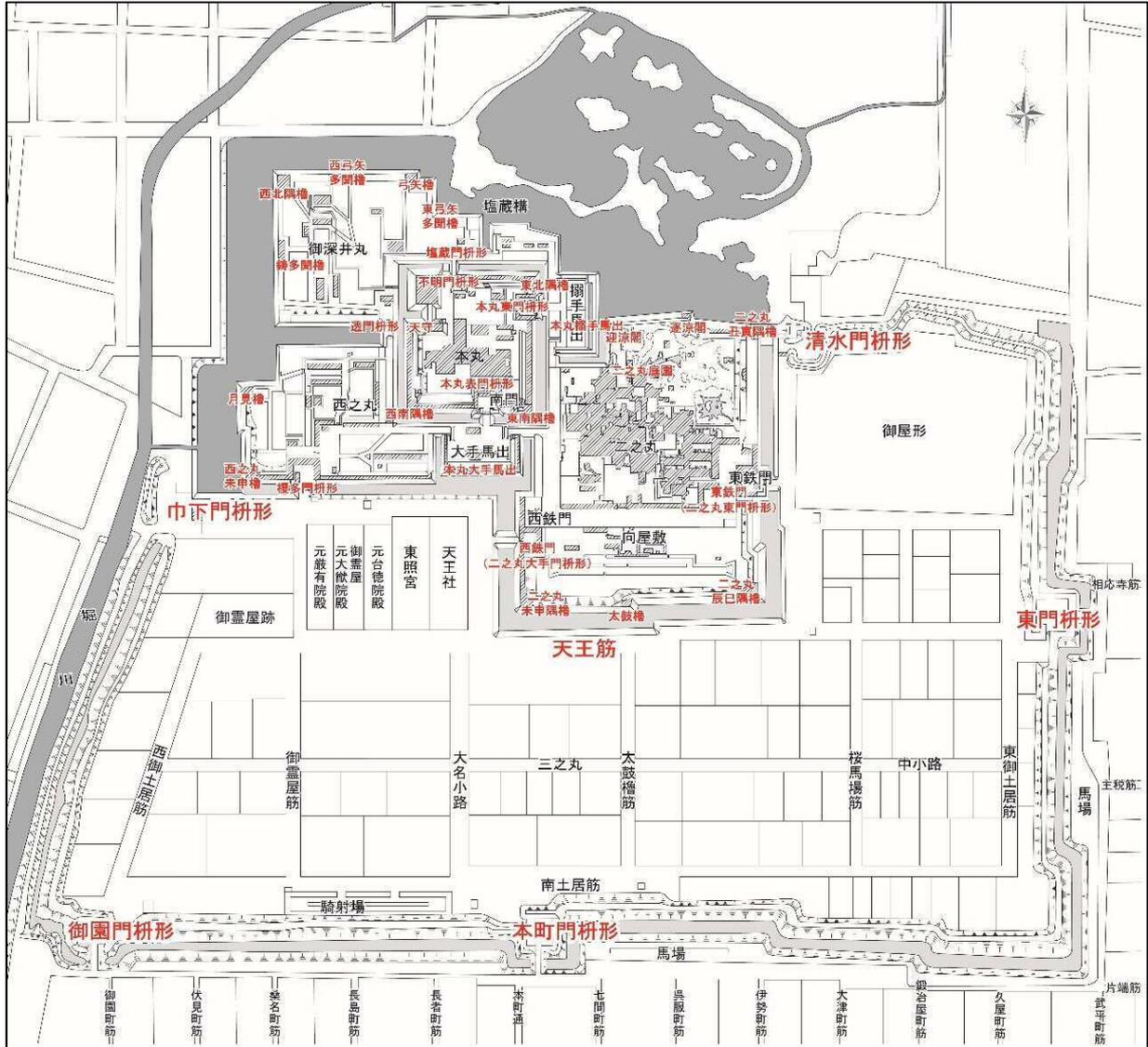


図 2-9 名古屋城全体図

■本丸

本丸には三つの門があり、南の表と二之丸側の搦手には二重の門で構成された枡形を設け、その外側に総石垣の巨大な馬出を配置することで容易に進入できない構造となっていた。本丸表門枡形外側の大手馬出は特に巨大で、枡形と共に多聞櫓が巡らされた強力な馬出であった。北側の御深井丸との境には不明門枡形があるが、あかずの門とされていた。

四隅には天守と3つの隅櫓が設けられ、それぞれが多聞櫓等でつながれていた。

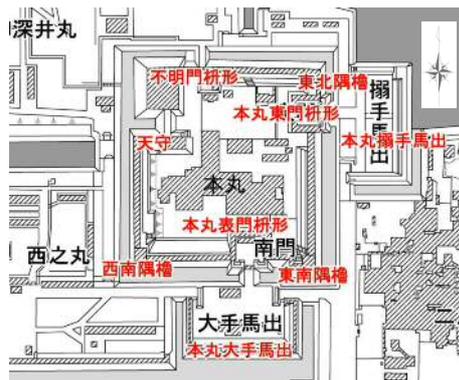


図 2-10 名古屋城全体図（本丸）

■二之丸

二之丸は、本丸の南東に位置し、本丸搦手馬出及び本丸大手馬出に接している。二之丸の西と東には鉄門を備え、三之丸とつながる。ニヶ所の鉄門も本丸と同じく二重の門で構成された枡形であった。北東隅、南東隅、南西隅に隅櫓、南面の中程に太鼓櫓が建てられるとともに、二之丸庭園の北側には、北西隅に迎涼閣、二之丸北面の中程の出隅に逐涼閣が建てられていた。二之丸の枡形門部分は多聞櫓で囲まれていたが、これ以外の外周の多くは土堀で囲まれていた。

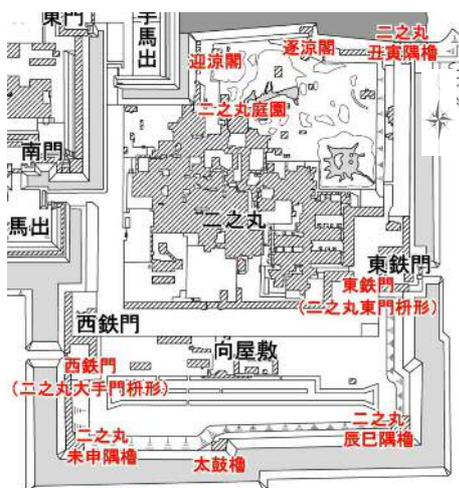


図 2-11 名古屋城全体図（二之丸）

■西之丸

西之丸は、本丸南西部に位置し、南側に枡形門である榎多門があり、三之丸とつながる。櫓は南西隅に未申隅櫓、北西隅には月見櫓が建てられていた。南面には多聞櫓があり、その他は土堀で固められていた。

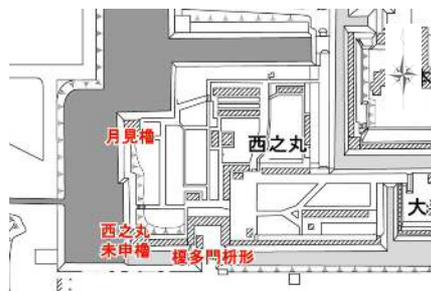


図 2-12 名古屋城全体図（西之丸）

■御深井丸

御深井丸は本丸の北西に位置し、本丸とは不明門枡形でつながり、西之丸とは透門枡形でつながっていた。また、御深井丸の東部には塩蔵構があり、枡形の塩蔵門を配していた。外堀（水堀）に面する北側には西北隅櫓と弓矢櫓が建てられており、塩蔵構を除く曲輪の外周は堀で囲まれたが、西面と北面の一部は多聞櫓となっていた。

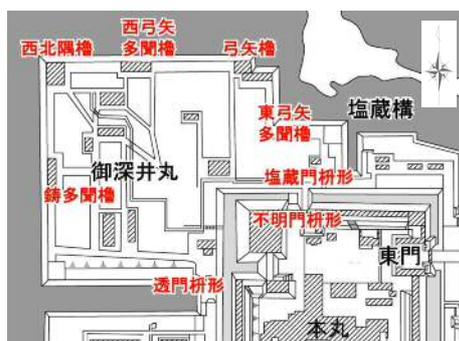


図 2-13 名古屋城全体図（御深井丸）

■三之丸

三之丸は西之丸の南から二之丸の東にかけて、曲輪内を横断する天王筋や二之丸御殿に出入りする本通りである大名小路を配し碁盤目状に広がっており、曲輪内には上級武家屋敷や社寺などが立ち並んでいた。土塁と空堀で曲輪を囲み、巾下門、御園門、本町門、東門、清水門の5つの虎口があり、それぞれ石垣を用いて柵形を形成していた。

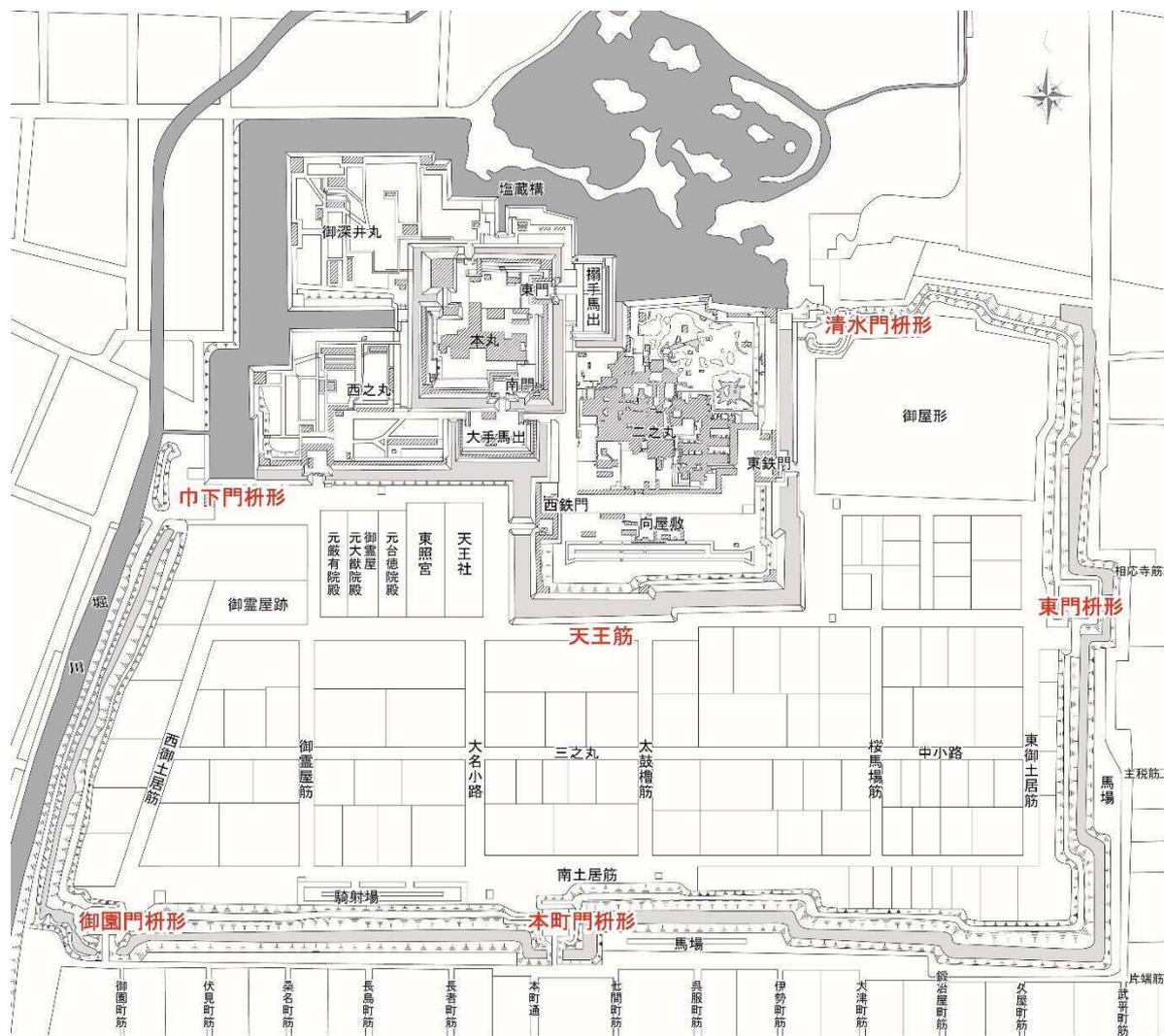


図 2-14 名古屋城全体図（三之丸）

■^{したおふけおにわ}下御深井御庭

二之丸・御深井丸の北側の湿地には広大な下御深井御庭が広がっていた。二之丸・御深井丸との境である南側は外堀（水堀）で、東側を土居、西側・北側を^{だいこう}大幸川や土塁、塀、竹垣で囲っていた。

南西には大手門として^{ぼうあん}茅庵門枳形を設け、搦手としては三之丸の清水門枳形北側に高麗門枳形を設け、それぞれ高塀と冠木門で枳形を構成していた。



図 2-15 下御深井御庭図面（名古屋市蓬左文庫所蔵）に加筆

2) 文化財などの状況

名古屋城は昭和7年(1932)に史跡指定され、昭和27年(1952)には特別史跡に指定されている。その他、指定地内には、現存する櫓、門、旧本丸御殿障壁画などの重要文化財や、近世を代表する城郭庭園である名勝二之丸庭園、天然記念物である名古屋城のカヤなどがあり、多くの文化財が併存している。また、陸軍省の所管であった明治期に建てられた乃木倉庫は、歴史的価値をもつ近代遺構として、国登録有形文化財に登録されている。文化財の指定経緯及び一覧を以下に示す。

表 2-3 文化財指定の経緯

和暦	西暦	事項
昭和5年	1930年	名古屋城城内建造物24棟が旧国宝に指定される
昭和7年	1932年	名古屋城のカヤが天然記念物に指定される
		名古屋城が史跡に指定される
昭和10年	1935年	「史跡 名古屋城」に御園橋西の土塁が追加指定される
昭和17年	1942年	本丸御殿障壁画282面 附63面が旧国宝に指定
昭和25年	1950年	文化財保護法の施行に伴い 西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、本丸表二之門、 旧本丸御殿障壁画襖・障子類183面 附16面が国の重要文化財に指定される
昭和27年	1952年	「史跡 名古屋城」が特別史跡に指定される
昭和28年	1953年	二之丸庭園の一部が名勝に指定される
昭和30年	1955年	旧本丸御殿障壁画襖・杉戸絵149面が重要文化財に指定される
昭和31年	1956年	旧本丸御殿障壁画天井板絵331面 附入側天井板絵369面が重要文化財に指定される
昭和50年	1975年	二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門(本丸東二之門)が重要文化財に指定される
平成9年	1997年	乃木倉庫が国登録有形文化財に登録される
平成30年	2018年	二之丸庭園全体の区域が名勝に追加指定される

表 2-4 文化財指定の状況

区分	番号	名称	指定年月日
重要文化財	①	東南隅櫓	昭和25年8月29日
	②	西南隅櫓	昭和25年8月29日
	③	西北隅櫓	昭和25年8月29日
	④	本丸表二之門	昭和25年8月29日
	⑤	旧二之丸東二之門 (本丸東二之門)	昭和50年6月23日
	⑥	二之丸大手二之門	昭和50年6月23日
	—	旧本丸御殿障壁画	昭和25年8月29日(183面 附16面) 昭和30年6月22日(149面) 昭和31年6月28日(331面 附369面)
名勝	⑦	二之丸庭園	昭和28年3月31日(一部) 平成30年2月13日(全体)
天然記念物	⑧	名古屋城のカヤ	昭和7年7月25日
国登録有形文化財	⑨	乃木倉庫	平成9年6月12日

※指定年月日は、現在指定・登録されている区分の指定年月日を示す。

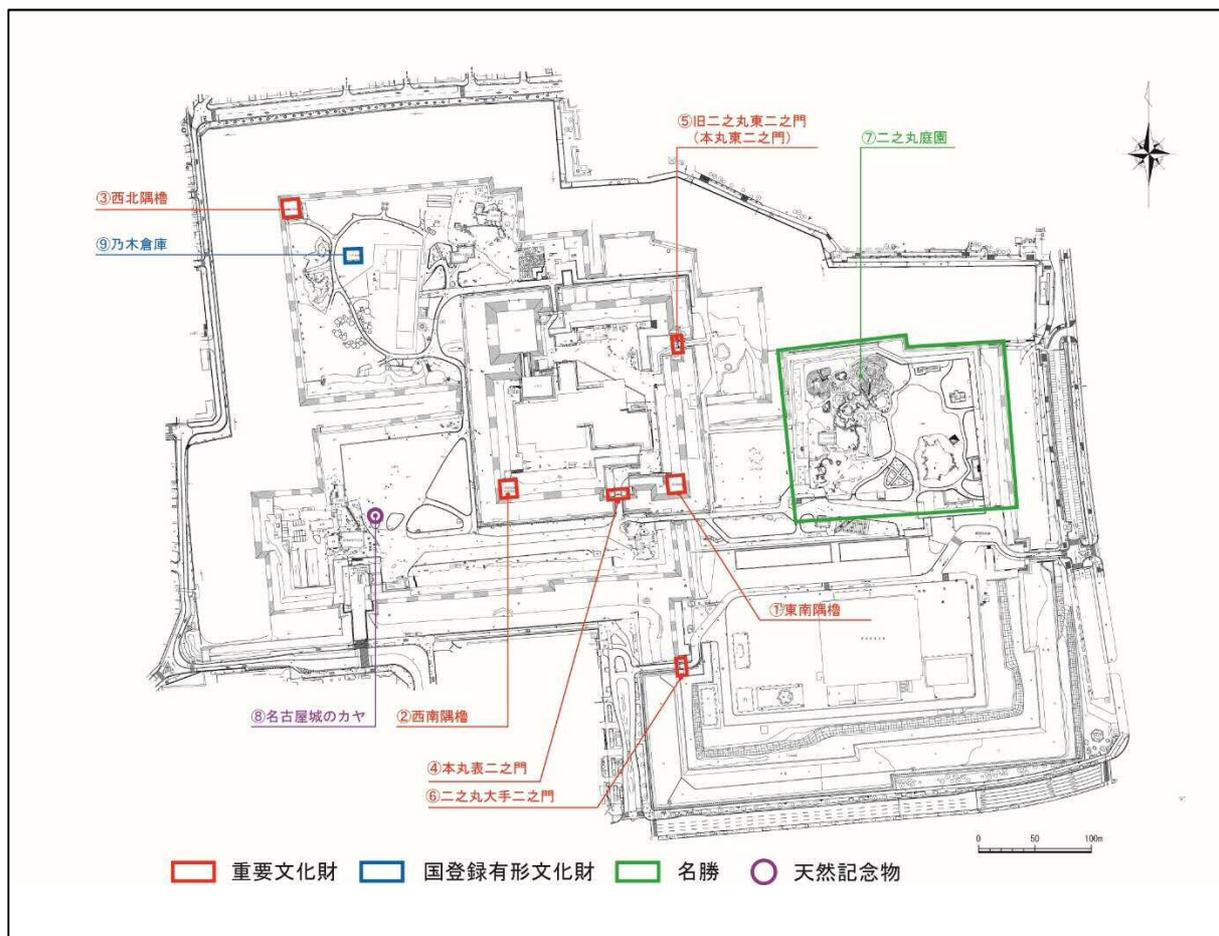


図 2-16 文化財の位置図

(3) 発掘調査の履歴

名古屋城での埋蔵文化財発掘調査は、昭和 50 年（1975）の名古屋城二之丸庭園の調査を先駆けとして、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会などにより断続的に行われており、現在までに二十箇所以上の地点で調査が行われている。また、出土品については主に調査主体である各々が保存している。

昭和 50・51 年（1975・1976）に発掘調査が実施された二之丸庭園では、二之丸の北御庭の園池東端、東御庭の霜傑（御茶屋）跡、暗渠、さらに南池跡などの庭園遺構が検出され、『御城御庭絵図』に描かれた庭園の一部が地下に保存されていることが確認された。発掘調査の結果に基づいて、昭和 53 年（1978）には、遺構の展示を含めて東庭園が整備され、ほぼ現在見られる二之丸庭園の姿となった。

三之丸の大半は名古屋城三之丸遺跡として埋蔵文化財包蔵地として周知されている。三之丸の発掘調査は、庁舎や裁判所・病院・図書館などの公共施設建設に伴う緊急的な行政発掘調査として行われている。確認された遺構の多くは、近世の武家屋敷の溝、井戸、土杭や、街路として利用されていた排水施設など近世の城下町に関するものであった。また、各地点で中世・戦国期の那古野城の遺構と思われる屋敷区画の溝や井戸・土坑・道路などが多数確認されている。

本丸・二之丸・西之丸・御深井丸及び外堀など、特別史跡範囲内（未告示区域を含む）については、発掘調査の回数は決して多いとは言えない。近年、本丸御殿・二之丸庭園・西之丸など、城内整備とその附属設備設置に伴う発掘調査の機会は確実に増えている。部分的ではあるが、近世城郭に関する遺構や、近世城郭建設時の盛土によって埋め立てられた中世以前の遺構・遺物の発見例も増加している。

特別史跡を構成する重要な要素の一つである石垣については、昭和 45 年（1970）から修復整

備を継続して行っており、平成16年(2004)から本丸搦手馬出周辺の修復整備が開始され、本格的な文化財調査が同時に実施されており、現在も継続中である。うち、元御春屋門^{もとおつきや}地点については、平成17年(2005)の『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書』で、部分的ながら石垣解体調査についての報告がされている。北側「旗台」石垣では、背面盛土や裏栗石の状況から、築城期から5、6回の築造が行われ、石垣の積み直しを行っている可能性が指摘されている。名古屋城での石垣築造や修復についての解明はこれからの大きな課題の一つであり、本丸搦手馬出周辺の調査はその端緒になると思われる。

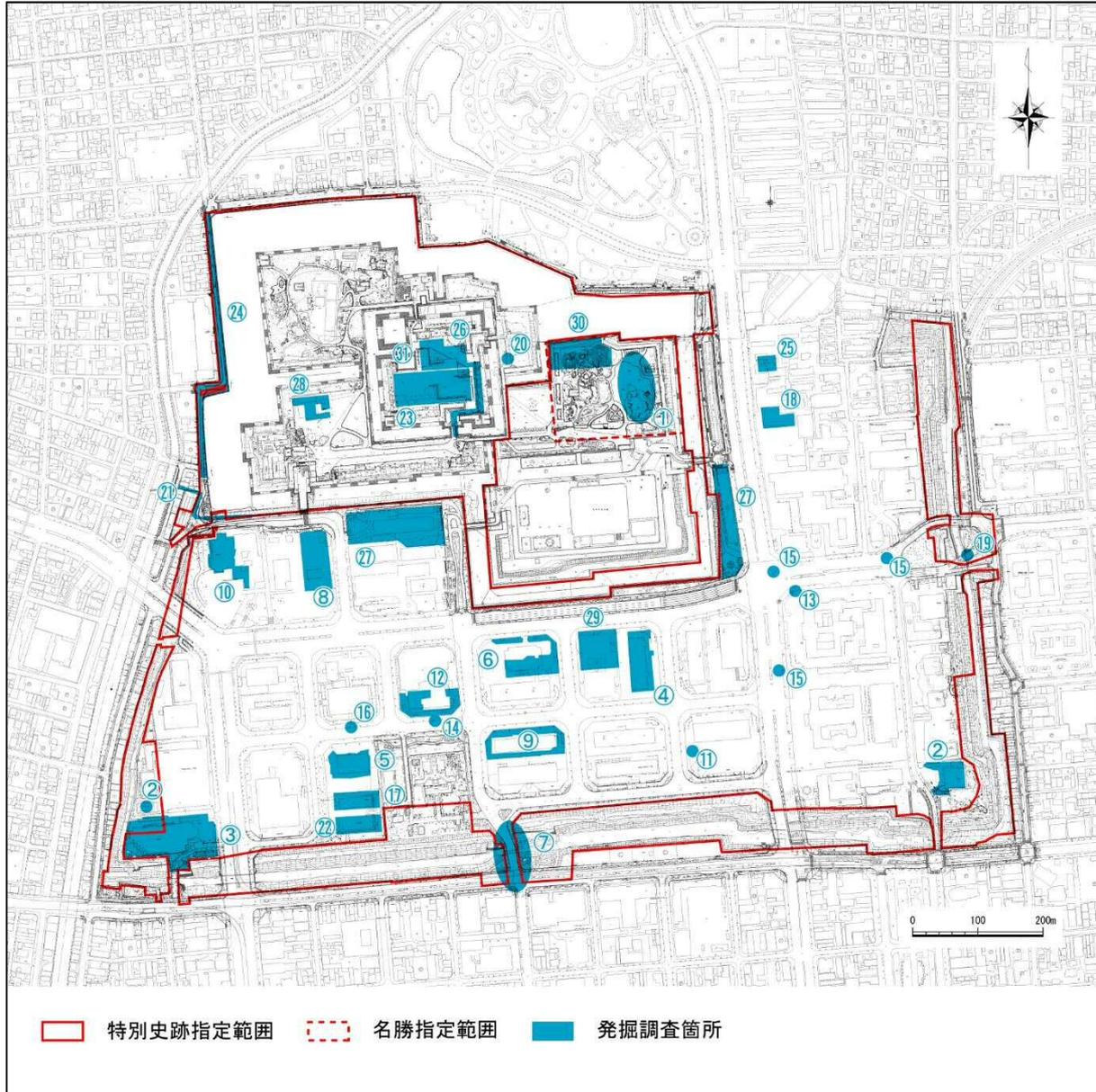


図 2-17 発掘調査位置図

表 2-5 発掘調査履歴

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
①	名古屋城二之丸庭園地点	1975 ～1976	名古屋市教育委員会	『名古屋城二之丸庭園発掘調査概要報告書』	北御庭の園池東端、東御庭の霜傑、暗渠、南池が検出
②	名古屋市公館地点 (1次・3次) 丸の内中学校地点(2次)	1987 ～1988	名古屋市教育委員会	『名古屋城三之丸遺跡-1,2,3次調査の概要』	近世の武家屋敷地の街路、区画溝、屋敷地境、門、廃棄土坑などを確認。 南土居筋、東土居筋を確認
③	愛知県図書館地点	1988	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅰ』	弥生中期～平安時代の竪穴住居群、墳丘墓、遺物等を確認 戦国時代の溝を確認 近世の武家屋敷に関連すると思われる溝、井戸、建物基礎、廃棄土坑、地下室などを確認 西土居筋、御園門内側の「内片端」広場を確認
④	名古屋第一地方合同庁舎地点	1988	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅱ』	那古野城に関連すると思われる溝・井戸・柵列・堀等の遺構を確認 近世の武家屋敷の溝、井戸、礎石建物、廃棄土坑などを確認
⑤	名古屋家庭簡易裁判所合同庁舎地点	1990 ～1991	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅲ』	奈良～平安時代の柱穴、土坑を確認 戦国時代の大溝などを確認 近世の武家屋敷に関連する土坑、ピット、井戸、溝などを確認
⑥	愛知県警察本部地点	1991	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅳ』	戦国時代の堀(溝)などの遺構を確認 江戸時代の武家屋敷の溝、井戸、柵列、土坑、屋敷地境、石列、建物跡などを確認 江戸時代の遺構群が整地層の上面から検出されたことにより、築城時に計画的な整地が行われたことが判明
⑦	本町門地点	1991	名古屋市教育委員会	『名古屋城本町門跡発掘調査概要報告書』	本町門の堀跡を確認
⑧	中部電力地下変電所地点	1992 ～1993	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡第4・5次発掘調査報告書-遺構編・遺物編』	那古野城期の屋敷区画、道路など 将軍家「御霊屋」関係の遺構・遺物 陸軍病院関係の遺構・遺物
⑨	愛知県三の丸庁舎地点	1993 ～1994	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅴ』	古墳時代、戦国時代、江戸時代の遺構・遺物を確認 江戸時代の武家屋敷に関連すると思われる土坑、溝、井戸、建物跡、掘り込みなどを確認
⑩	名古屋市能楽堂地点	1993 ～1994	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡第6・7次発掘調査報告書』	室町時代の土坑墓群を確認 戦国時代の那古野城関連遺構群を確認 近世の武家屋敷の井戸、土坑、溝を確認
⑪	無線統制室地点	1995	愛知県教育委員会	『代替無線統制室建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	江戸時代の武家屋敷の溝、柵列(塀)、土坑などを確認
⑫	名城病院地点	1995 ～1996	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡第8・9次発掘調査報告書』	中世、近世の遺構・遺物を確認 近世の溝状遺構、道跡、塀(柵)状遺構、井戸、土坑などを確認
⑬	地下鉄出入口地点	1998	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡第10次発掘調査報告書』	戦国時代の那古野城に関連すると思われる溝などを確認 江戸時代の武家屋敷の土坑、柱穴、溝などの遺構を確認

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
⑭	下水道管築造地点	1999 ～2000	名古屋市教育委員会	『下水道工事に伴う埋蔵文化財報告書』	江戸時代初期の地割に関係すると思われる溝や土坑などを確認
⑮	NTT 電話工事地点	2000	(株)西日本電信電話名古屋支店	『名古屋城三の丸遺跡-平成12年度 NTT 電話工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	江戸時代の武家屋敷に関連すると思われる廃棄土坑、溝などを確認
⑯	ガス管理設工事地点	2001	(株)東邦ガス	『名古屋城三の丸遺跡-ガス管理設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』	奈良・平安時代の竪穴住居を確認 近世では、断面観察により中小路の一部を確認 熱田層が確認されず、名古屋城築城に際し、三の丸一体で大規模な造成が行われたと推察された
⑰	地方簡易裁判所庁舎地点	2001	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅵ』	那古野城関連の遺構と思われる戦国時代の溝などを確認 近世の武家屋敷の溝、井戸、土坑、掘り込みなどを確認
⑱	国立名古屋病院地点	2002	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅶ』	古墳時代から古代の集落遺構を確認 那古野城に関連すると思われる遺構を確認 江戸時代の庭園遺構、屋形に関する遺構群を確認 近代の名古屋陸軍病院の遺構を確認
⑲	東清水橋東交差点地点	2002	名古屋市教育委員会	『愛知県埋蔵文化財情報19』	三の丸東柵形付近の状況確認
⑳	名古屋城本丸搦手元御春屋門地点	2003・ 2005	名古屋市教育委員会	『特別史跡名古屋城跡本丸搦手馬出石垣修復工事発掘調査報告書』	近世の石垣、溝、ピット等を確認 本丸搦手馬出の修復が繰り返し行われていることが判明
㉑	名古屋城中下門跡地点	2003	名古屋市上下水道局水道本部	『名古屋城跡巾下門跡発掘調査報告書-西区樋ノ口町地内400号排水管布設工事にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書-』	戦国時代の整地面を確認 江戸時代の溝、土坑などを確認
㉒	地方簡易裁判所合同庁舎地点	2006 ～2007	愛知県埋蔵文化財センター	『名古屋城三の丸遺跡Ⅷ』	那古野城に関連する中世・戦国期の堀、溝等を確認 近世の武家屋敷に伴う溝、井戸、土坑・ピットなどにより、屋敷表の範囲及び道の一部が判明 近代の旧陸軍関連遺構である防空壕跡などを確認
㉓	名古屋城本丸御殿地点	2006 ～2008	名古屋市教育委員会 名古屋城総合事務所	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第1,2,3,4次調査-』	本丸御殿跡の礎石、及び雨落溝、井戸、防火水槽、暗渠柵などの排水施設を確認。
㉔	樋ノ口町線地点	2009～ 2011	名古屋市緑政土木局	『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(2011)-市道樋ノ口町線整備事業に伴う埋蔵文化財調査の記録-』	江戸時代の中下水道に関わりのある木樋、木桶、木柵などを確認。 辰之口大樋脇に敷設されている石畳の一部を確認

NO	地点名	調査年	調査主体	報告書等	主な成果
㉔	名古屋医療センター職員宿舍地点	2011	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡-職員宿舍建設予定地埋蔵文化財発掘調査報告書-』	近世の土杭、区画溝を確認
㉕	名古屋城本丸御殿地点	2012	名古屋城総合事務所	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第5,6,7,8次調査-』	本丸御殿跡に関するカマド遺構、茶台蔵の礎石、本丸南榭形の石垣・暗渠溝などを確認
㉖	名城公園宿泊所、二之丸東駐車場地点	2014	名古屋城総合事務所	『名古屋城三の丸遺跡 金シャチ横丁事業に伴う発掘調査報告書』	近世の土杭、柱穴が確認 近代の兵舎跡と思われる石積遺構、礎石溝、コンクリート建物跡、貯水槽などを確認
㉗	名古屋城西之丸	2014	名古屋市教育委員会 名古屋城総合事務所	『特別史跡名古屋城跡発掘調査報告書(名古屋城西之丸)』	大正時代御大礼に伴う整地層の確認 明治時代獄舎跡瓦片大量廃棄の痕跡 江戸時代初期土坑、戦国時代大溝などを確認
㉘	名城東小公園	2015～ 2016	名古屋市教育委員会	『名古屋城三の丸遺跡 第12次発掘調査一調査成果の概要一』	江戸時代屋敷地、道路跡、那古野城期の大溝など確認
㉙	名勝名古屋城二之丸庭園	2013～ 2015	名古屋城総合事務所	『名勝名古屋城二之丸庭園発掘調査報告書(第1次～第3次)』(仮称)	10代藩主徳川斉朝により文政期に改変、整備された二之丸庭園に関わると考えられる御茶屋や石組、礎石列、池跡などを確認
㉚	名古屋城本丸御殿地点	2015	名古屋市教育委員会	『本丸御殿跡発掘調査報告書-第9次調査-』	本丸表門桁形石垣の北側で石垣構築の掘方を確認

特記的な調査成果

現在は二之丸東庭園として整備されている地点で1970年代に行われた調査では、10代藩主徳川斉朝により文政期に改変、整備された二之丸庭園に関わる成果が確認された。この頃の二之丸庭園を描いた絵図として『御城御庭絵図』(蓬左文庫蔵)等が残されているが、調査では絵図に描かれた南池や御茶屋である「霜傑^{そうけつ}」、池や排水に関わる遺構が確認されている。

名古屋市教育委員会により名古屋城三の丸遺跡第4・5次発掘調査として調査が行われた中部電力地下変電所地点では、徳川将軍家の御霊屋に関わる成果が確認された。遺構については御霊屋建物自体に関係する遺構は近代以降の改変が著しくはっきりしなかったが、敷地割の溝や堀跡などが確認された。鉄釉で施釉をされた葵紋の飾瓦や龍を模った施釉瓦、鉄釉で施釉した棧瓦などが出土している。

愛知県埋蔵文化財センターにより名古屋城三の丸遺跡Ⅶとして調査が行われた国立名古屋病院地点では、藩主の一族や側室が居住し「御屋形」と呼ばれていた屋敷地の関わる成果が確認されている。遺構としては建物跡や井戸、地下室などが確認されているが、御屋形庭園の一部と考えられる池遺構が注目される。

名古屋市教育委員会により名古屋城三の丸遺跡第12次発掘調査として調査が行われた名城東小公園地点では、家老であった竹腰家の屋敷地や三之丸の太鼓櫓筋に関わる遺構が確認された。特に太鼓櫓筋の遺構の残りがよく、道路両側の屋敷境の溝や堀に関わると考えられる土坑列などが確認されている。

(4) 史資料

名古屋城に関する記録は種々あるが、中でも『きんじょうおんころう金城温古録』は、奥村得義とその養子の定^{さだめ}が藩命によって、文政年間（1818年～1830年）から名古屋城を調査し、各種の記録・伝聞に自身の見聞などを加えて万延元年（1850）に完成した記録書であり、詳細な図面資料も多い。これらは江戸時代末期の名古屋城を網羅的に知ることができる重要な資料となっている。

名古屋城に関する資料で特徴的なことは、幕末から戦前にかけての写真資料が多く残されていることである。14代藩主徳川慶勝は、独自の薬剤調合による湿式ガラス板写真技術を会得し、その技術を駆使してさまざまなものを撮影している。この中には名古屋城の建物群、二之丸庭園、したあふけおにわ下御深井御庭などがある。江戸時代末期の藩主にしか写すことができない城内の「奥」空間を始めたとした、写真が数多く残されており貴重な資料である。

昭和7年（1932）から旧国宝建造物24棟の実測調査が開始され、実測図、拓本、ガラス乾板写真などにより記録保存されており、これらは戦災焼失以前の城の姿を知る上での貴重な資料となっている。

その他にも資料や絵図等が多く残されているが、現存している文献、絵図、古写真、実測図などの資料の一覧は、資料編に示すとおりである。

2-2-3 自然的環境

(1) 植物

1) 樹木

現在、名古屋城に生育している樹木等は、『名古屋城公園台帳測量委託（平成21年度）』（以下「台帳」という）により樹木の樹種、形態、位置等を把握することができる。また、名古屋城で観察された樹木等について著者の所見を加えて紹介している『名古屋城の自然・樹木と薬草編』（林昌利、平成13年（2001））により、歴史的経緯や樹種の特徴等を把握することができる。二之丸庭園については、平成21年度（2009）及び平成24年度（2012）に支障木についての調査を行っており、西之丸では、平成26年度（2014）に樹木調査を行った。また、天然記念物に指定されている名古屋城のカヤについては、平成22年度（2010）及び平成23年度（2011）に保存管理に関する計画書を策定している。以上の資料をもとに植生状況の把握をするものとする。

名古屋城における主な樹種は以下のとおりである。

表 2-6 主な樹種

区分	樹種名
中高木類	サクラ類、クロマツ、ツバキ類、キンモクセイ、モミジ類、イヌマキ、エノキ、ウメ、クロガネモチ、クスノキ、スギ、モチノキ、ヒノキ、アラカシ、ムクノキ、モッコク、ネズミモチ、サンゴジュ、スダジイ、シュロ
低木類	ツツジ類、アオキ、アセビ、カラタチ、トベラ、キャラボク、ナンテン、ムラサキシキブ、アベリア、アジサイ、ムクゲ、ロウバイ、タマイブキ、ユッカ、ウツギ、チャ、ヒユウガミズキ、センリョウ、ユキヤナギ

■本丸

本丸では、土塁上などにクロマツ、サクラ類（ソメイヨシノ、シダレザクラ、ヤエザクラなど）が多く、樹高15m以上のものも多く植わっている。

本丸御殿南側には大城冠^{だいじょうかん}というツバキの原木があり、築城当時から本丸御殿上洛殿の南庭にあったとされ、「御殿椿」と称されている。これは、昭和20年（1945）に空襲で本丸御殿とともに焼失したが、焼け株から新芽が吹き出して生き続けた。しかし徐々に衰弱し、現在は根株だけが残っている。また、その原木から接ぎ木育成したとされるものが、不明門南側に生育している。

本丸搦手馬出にはオニグルミが群生しており、東と南側の石垣上には、クロマツやサクラ類等が植わっている。

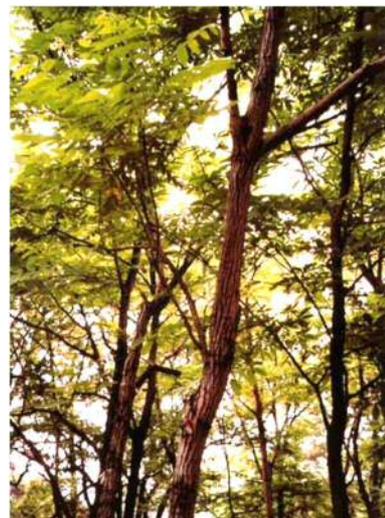


写真 2-1 オニグルミ
『名古屋城の自然・樹木と薬草編』

■二之丸

二之丸の北部では、多くの樹種が確認されている。

名勝二之丸庭園部分では、モミジ類が他の地区に比べ圧倒的に多く、秋になると一体が紅葉し、日本庭園ならではの風情が感じられるエリアとなっている。

東庭園・南池付近では、広場の縁辺部や、霜傑跡北側、望鯨亭南側付近にサクラ類、ヤマモモ、ツバキ類などが植わっている。東門付近には、ボタン園、シャクヤク園などがあり、4月から5月頃にかけて見頃を迎える。

名古屋城にはかつて「御深井丸御薬園^{おふけまるおやくえん}」と呼ばれた尾張藩の薬草園があったことが知られていることから、庭園内の一角に「薬草コーナー」を設けている。当時あったとされるメハジキなどの薬草の中から、土質にあった樹種を選び、栽培している。

東側の土塁上には、樹高 10m を越えるサクラ類、エノキ、クロマツ、ムクノキなどの巨木が植わっている。この土塁の西縁には、コブシやサルスベリなどの中高木類や、アジサイなどの低木類などの季節により特徴的な花を咲かせる樹木が植わっている。

上記の庭園部分については、『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成 25 年 3 月）』を策定しており、庭園遺構の保存を含めた植栽管理計画を定めている。これによると、樹木の成長による石組の圧迫や、枝葉の繁茂や樹木の密生による日照不足、樹木同士の被圧による生育阻害などが各所で発生しており、緊急性を要するものについては、『名勝二之丸庭園 植栽修復における第一次除伐計画書（平成 24 年 12 月）』に基づき、除伐などの処置を行っている。

庭園以外の部分では、二之丸広場南側の梅林のウメは、「長束」、「南高」などのさまざまな品種を見ることができ

る。二之丸広場内は、樹木の密度が低く、樹高 10m を越えるムクノキ、ケヤキなどが数本あるほか、広場の縁辺部にサクラ類、ヤマモモ、カイツカイブキなどが植わっている。

無料休憩所横の藤棚のフジは 5 月頃に花序が下垂し、淡紫色の多数の花を開花させる。

■西之丸

西之丸では、地区全体でクロマツが多く植えられ、土塁上などには、樹高 15m を超える巨木もある。また、名古屋城のカヤの東側のモミ、会議室付近の幹周が 2m を超えるソメイヨシノやエノキ、クスノキ、ムクノキなどの広葉樹の巨木が西側や北側に点在している。

西之丸梅林には、白梅として「長束」、「月影」、「南高」、紅梅として「豊後」、「御所紅^{ごしょべに}」、「御幸」、などの品種が植えられており、2 月頃（早春）には花が咲き、見頃を迎える。

西之丸広場には、シダレザクラ（ベニシダレ、ヤエベニシダレ）が、十数本植えられており、4 月中旬には見頃を迎える。

名古屋城総合事務所付近にある推定樹齢 600 年以上の名古屋城のカヤは、市内で唯一の天然記念物に指定されている。昭和 20 年（1945）の空襲により、天守等とともに焼けたが、その後樹勢を回復し、現在の樹形を残している。カヤの実は出陣や正月祝いに食するとめでたいとされ、寛政年間（1789～1801）以前は城主もこの実を食したと伝わる。



写真 2-2 石組を圧迫するスダジイ
（平成 26 年度除伐済み）

『名勝名古屋城二之丸庭園 保存管理計画書』



写真 2-3 天然記念物「名古屋城のカヤ」

『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」
調査報告書及び保存計画』

■御深井丸

台帳では、中高木の本数が最も多く確認されている。

西北隅櫓南のエノキは、築城時に5本を一束にして植えられたといわれ、「五行の木」と呼ばれている。現在は樹高約15m、総幹周4.69mにもなっている。また、西北隅櫓の南東にある樹高10m、幹周2.8mのヤマガキは、築城以前から自生していたと伝えられている。

その他、樹高15mを超えるクロマツやスギが多く、樹高の高い針葉樹が目立つ。鶉の首北側土塁上のナラガシワは、樹高10m、幹周3.3mであり、市内最大級といわれている。

春には、ソメイヨシノなどの高木類に加え、ドウダンツツジなどが見頃となり、夏から秋にかけてはフヨウやムクゲなど、冬から春にかけては、マンサクが咲くなど、四季折々の花が見られるエリアとなっている。



写真 2-4 五行の木（エノキ）

■外堀（空堀）

堀内には樹木は無く、石垣上及び堀に面した歩道沿いに樹木等が植わっている。

西之丸南側の外堀歩道際には、ソメイヨシノが並木状に配植されており、3月頃になると、城内一体がサクラの花で囲まれているような景観が楽しめる。

二之丸南西側の外堀歩道沿いでは、高木は植えられておらず、柵の際にカラタチが植えられている。



写真 2-5 外堀周辺のサクラ並木

■外堀（水堀）

外堀（水堀）の北東部では、名城公園の遊歩道があり、シダレザクラが並木上に植わっている。

御深井丸北側部分の歩道部では、サルスベリが並木上に植わっており、堀に面した部分にアベリア等の低木が植わっている。

西側の歩道には、シダレヤナギが並木状に植えられており、連続した景観が楽しめる。



写真 2-6 シダレヤナギの列植

■三之丸外堀

南側の堀・土塁内には、ハゼノキやソメイヨシノ、ケヤキ、ムクノキ等の老巨木が植わっている。

本町橋と大津通の間の土塁は、ケヤキ、ムクノキ、サクラ類等が植わっており、道路に面した部分にアジサイが列植されている。



写真 2-7 三之丸外堀のソメイヨシノ



図 2-18 植栽 (中高木・低木) 分布図

2) その他の植物

名古屋城には先述した樹木その他、石垣など人が接近しにくい場所にはさまざまな植物が自生している。石垣に自生する植物で特に目立つのはツメレンゲで、本来の自生ではないと考えられるが、愛知県では最大の群落である。その他ウチワゴケ、トキワトラノオ、チャセンシダなどのシダ植物も自生しており、特にチャセンシダは尾張地方では唯一の自生地である。堀の土手斜面には、キクムグラの小群落がある。堀にはフサタヌキモなど多くの水草が自生していたが、現在では水質汚染によりほとんど絶滅している。しかし、現在でも、オニバス、ヒメビシなどが僅かに残存しており、水辺の湿地には、ゴキヅルが多く自生している。

これらの植物は名古屋市の希少な生息例として扱われており、『レッドデータブックなごや 2015 植物編』にて、絶滅危惧種などに選定されている。

表 2-7 名古屋城に生息する植物（樹木等を除く）

名称	分類群	生息地	カテゴリー
			名古屋市 2015
オニバス	被子植物 初期分岐群	外堀（水堀）	絶滅危惧ⅠA類
センダイスゲ	被子植物 単子葉類	植込の間	絶滅危惧ⅠB類
ヒメビシ	被子植物 真正双子葉類	外堀（水堀）	絶滅危惧ⅠA類
キクムグラ	被子植物 真正双子葉類	外堀土手斜面	絶滅危惧ⅠB類
ツメレンゲ	被子植物 真正双子葉類	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
ゴキツル	被子植物 真正双子葉類	外堀（水堀）の湿地	絶滅危惧Ⅱ類
ウチワゴケ	シダ植物	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
チャセンシダ	シダ植物	石垣	絶滅危惧Ⅱ類
トキワトラノオ	シダ植物	石垣	準絶滅危惧

(2) 動物

名古屋城は市街地にありながら緑が多く、城郭内の樹林地や、水堀、外堀土塁のムクノキ林などにおいて多くの動物の生息が確認されている。

■哺乳類

『レッドデータブックなごや 2015 動物編』によると、名古屋城とその周辺にはコウベモグラやタヌキ、外来種のヌートリアやハクビシンが生息している。特に外堀は日常的な人の侵入がほとんどないため、タヌキやコウベモグラの好適な生息場所となっている。外堀（水堀）にはヌートリアが生息し、岸辺にトンネル状の巣を作っている。この水堀では、希少な水生植物のオニバスが確認されているが、オニバスが生息している場所のすぐ近くにヌートリアが営巣しているため、オニバスへの食害が懸念されている。近年、新たに名古屋城とその周辺でオヒキコウモリの生息が確認された。外来種については都市部を含む中央部地域においても、ヌートリアの他にアライグマ、ハクビシン、シベリアイタチが確認されており、家屋への侵入や糞尿による被害が見られている。

■鳥類

『名古屋城の自然・野鳥編（林昌利著、平成 14 年）』によると、一年を通じてよく観察されるものは、カワウ、コサギ、マガモ、カルガモ、ヤマガラ、ムクドリ、コゲラなどである。夏鳥としては、ツツドリ、トラフズク、キビタキなどがあるが目撃頻度は高くない。冬鳥にはオナガガモ、ユリカモメ、ジョウビタキ、ツグミなどがある。

■は虫類

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成 21 年度）』によると、ニホントカゲは、名古屋城外堀で幼体から親サイズのものまで非常に多くの個体数が確認されており、石垣の隙間などが好適な住み場所になっているものと考えられる。カメ類では、ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンスッポン、ミシシippアカミミガメなどが確認されている。外来種であるミシシippアカミミガメは、平成 16 年（2004）から取り除きを続けているが、未だカメ類のなかで最も多く個体数が確認されている。

■両生類

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成 21 年度）』によると、特定外来種に指定されているウシガエルが確認されている。

■魚類

『なごや生物多様性保全活動協議会活動報告書（平成 27 年度）』では、外堀（水堀）にてモツ

ゴ、タモロコ、ナマズなどの在来種が確認されたほか、ブルーギル、オオクチバス、カムルチーなどの外来種が確認されている。

なお、平成29年度（2017）には、アリゲーターガー1匹を捕獲した。

■昆虫類

『名古屋城の自然・昆虫編（林昌利著、平成12年）』によると、市内では大変珍しいヒラタクワガタやコカブトムシ、ジャコウアゲハ、キアゲハなどを見ることができる。

『名古屋城外堀に生息するヒメボタル *Luciola parvula* の発光数の記録（安田・長瀬・松永2014）』によると三之丸外堀南側においては、都心部に生息する例が少なく非常に貴重なヒメボタルが観測されており、5月から6月にかけてその発光を見ることができる。



写真2-8 ヒメボタル
『レッドデータブックなごや2015 昆虫類』

■クモ類

名古屋城に生息するクモは、20科55種（緒方・須賀,1998～1999 調査）確認されている。これらの中には、キシノウエトタテグモ、カネコトタテグモなどの個体数が少ない希少種が生息している。いずれも『レッドデータブックなごや2015 動物編』で名古屋市の「絶滅危惧ⅠA類」に選定されている。

■甲殻類（カニ類・エビ類）

『なごやため池生きもの生き生き事業報告書（平成21年度）』では、テナガエビ、スジエビ、モズクガニなどの在来種及び外来種であるアメリカザリガニの4種が確認されている。同調査にて市内の全てのため池において、アメリカザリガニが発見されたことから、市内に広く分布・定着していることが予想されている。

■貝類

『なごや生きもの一斉調査2012報告書・～陸貝類調査～』では、調査によって発見された陸産貝類のうち3種の外来種（トクサオカチョウジガイ、ヒメコハクガイ、コハクガイ）が発見されている。その他、市内レッドリスト掲載種に該当するほど希少なオオケマイマイが、市内で唯一名古屋城外堀のみで確認されている。



写真2-9 オオケマイマイ
『レッドデータブックなごや2015 貝類』

表2-8 名古屋城に生息する希少動物

分類	種名	目名	科名	生息地	カテゴリー
					名古屋市2015
哺乳類	コウベモグラ	トガリネズミ	モグラ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキ	食肉（ネコ）	イヌ	外堀	準絶滅危惧
	オヒキコウモリ	翼手（コウモリ）	オヒキコウモリ	外堀	情報不足
鳥類	ヨシゴイ	ペリカン	サギ	外堀	絶滅危惧ⅠB類
	クイナ	ツル	クイナ	外堀	準絶滅危惧
	ヤマシギ	チドリ	シギ	外堀	準絶滅危惧
	ミサゴ	タカ	ミサゴ	外堀	準絶滅危惧
	オオタカ	タカ	タカ	外堀	準絶滅危惧

分類	種名	目名	科名	生息地	カテゴリー
					名古屋市 2015
は虫類	ニホンイシガメ	カメ	イシガメ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	シマヘビ	有鱗	ナミヘビ	外堀	準絶滅危惧
	クサガメ	カメ	イシガメ	外堀	情報不足
	ニホンスッポン	カメ	スッポン	外堀	情報不足
両生類	ニホンアカガエル	無尾	アカガエル	外堀	絶滅危惧ⅠB類
魚類	ドジョウ	コイ	ドジョウ	外堀	絶滅危惧Ⅱ類
	タモロコ	コイ	コイ	外堀	準絶滅危惧
	ナマズ	ナマズ	ナマズ	外堀	準絶滅危惧
昆虫類	ヒラタクワガタ	コウチュウ	クワガタムシ	外堀	準絶滅危惧
	コカブトムシ	コウチュウ	コガネムシ	外堀	準絶滅危惧
	ヒメボタル	コウチュウ	ホタル	外堀	準絶滅危惧
	ジャコウアゲハ	チョウ	アゲハチョウ	外堀	準絶滅危惧
クモ類	カネコトタテグモ	クモ	カネコトタテグモ	外堀	絶滅危惧ⅠA類
	キシノウエトタテグモ	クモ	トタテグモ	外堀	絶滅危惧ⅠA類
甲殻類	モズクガニ	十脚	イワガニ	外堀	準絶滅危惧
貝類	オオケマイマイ	柄眼(マイマイ)	オナジマイマイ	外堀	準絶滅危惧

(3) 水質環境

名古屋城の外堀（水堀）は、築城当時は湧水によって水位が確保されていたが、半世紀を過ぎると湧き水の量が減り、寛文3年（1663）に尾張藩は堀へ水を引き入れるために庄内川の川村付近（現守山区）から堀までの水路（御用水）を引いた。昭和49年（1974）には御用水は埋め立てられ、次第に水位が低下した。昭和56年（1981）には工業用水を導入し、水位の確保が図られ、堀の水位が確保されるとともに若干の水質改善が見られた。しかし、徐々に水質の悪化が進行し、平成5年（1993）の夏には、水の華「アオコ」の大量発生があるなど水質の悪化が進み、透明度については悪化の度合いが大きく水質改善が緊急の課題として浮上した。

水質改善を図るため、平成7年度（1995）～8年度（1996）には、環境省が定める「水質汚濁に係る環境基準」で概ねコイ、フナ等が生息できる水質に相当する水質を目指し日量（5,000m³）を目安とし、工業用水の日量の増加検討を行った。平成11年度（1999）から工業用水の日量をこれまでの約8倍（5,016m³）に変更し、水質の浄化を進めてきた結果、各指標において、水質の改善が図られた。

近年では、冬季の工業用水の日量を調整する等の措置を行い、経過観察を継続している。

表 2-9 名古屋城外堀の水質の推移

項目 年度	COD (化学的酸素要求量)		DO (溶存酸素)		T-P (全燐)		T-N (全窒素)		SS (浮遊物質)		透明度	
	mg/l		mg/l		mg/l		mg/l		mg/l		m	
単位												
平成	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月	年平均	8月
8	12.8	18.2	11.0	11.1	0.12	0.16	1.1	1.8	21.5	31.7	0.57	0.42
10	17.1	27.5	12.1	12.6	0.14	0.19	1.2	1.6	24.6	43.0	0.53	0.40
11	6.3	8.5	11.4	9.4	0.05	0.05	0.6	0.6	9.1	14.0	0.95	0.73
27	5.2	7.4	10.7	10.5	0.10	0.10	0.8	0.9	15.7	22.0	0.48	0.60
目標値	8mg/l以下		6mg/l以上		0.1mg/l以下		1mg/l以下		10mg/l以下		1m以上	

2-2-4 社会的環境

(1) 土地利用状況

特別史跡名古屋城跡の大部分は、都市公園として都市計画決定されている「名城公園」である。

指定地内ではほぼ全域が、土塁、堀（空堀・水堀）、石垣などの城郭の縄張を形成する遺構及び広場や緑地で覆われている。

本丸・西之丸・御深井丸^{おふけまる}は全て有料区域となっており、二之丸は二之丸庭園などが位置する北側のみが有料区域となっている。

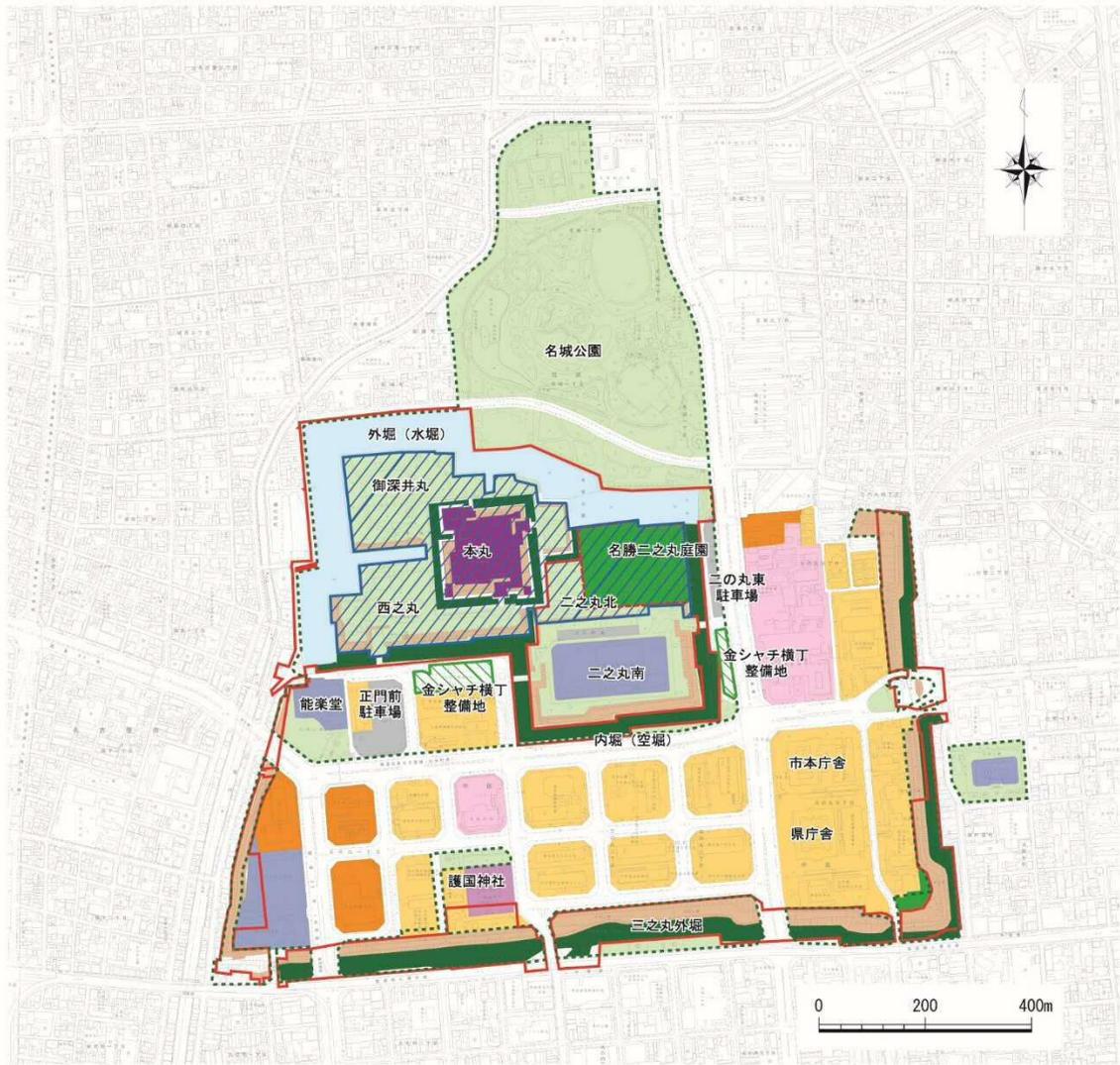
かつて向屋敷^{むこう}や二之丸御殿の一部があった二之丸南側は、昭和39年（1964）に愛知県体育館が建てられ現在に至っている。

三之丸内は、かつて家格の高い重臣などの武家屋敷が立ち並んでいた土地であったが、当時の碁盤目の形状を保ったまま、戦後の都市計画において名古屋市庁舎や愛知県庁舎などの官公庁が建ち並ぶ官公街となっている。

また、現在、名古屋能楽堂や正門駐車場がある場所には、かつて東照宮や天王社などの寺社が建ち並んでいたが、現在は三之丸南の元藩校の明倫堂跡地へ移転されている。

三之丸外堀の南側と東側には、明治44年（1911）から昭和51年（1976）の間、瀬戸電気鉄道（現在(株)名古屋鉄道）の外堀線が運行されていた。現在では、本町駅跡付近に煉瓦アーチなどの遺構が残っている。

名古屋城への来場者の駐車場としては、主に正門前駐車場及び二の丸東駐車場が利用されている。



凡 例

	特別史跡指定範囲		庭園
	名勝指定範囲		広場・緑地
	都市公園区域（名城公園）		駐車場
	有料区域		公共施設
	城郭		文教施設
	土塁		業務・商業地
	空堀		社寺
	水堀		医療施設
			金シャチ横丁整備地

図 2-19 特別史跡指定地及び周辺の土地利用図

(2) 関連法規及び条例等

1) 都市計画の制限

特別史跡指定範囲及び周辺の都市計画の制限は、下図の通りである。

指定範囲のほぼ全域が第二種住居地域であり、そのうち三之丸土塁を除く範囲が準防火地域・31m 高度地区とされ、三之丸の土塁や堀の大部分については防火地域として定められている。また、指定範囲全域が緑化地域・駐車場整備地区、ほぼ全域が第1種風致地区・特別緑地保全地区・都市計画公園区域に定められている。

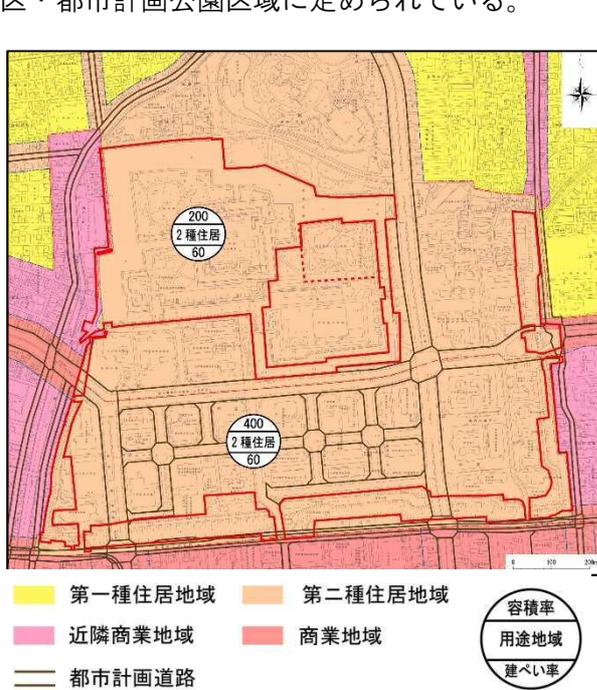


図 2-20 用途地域

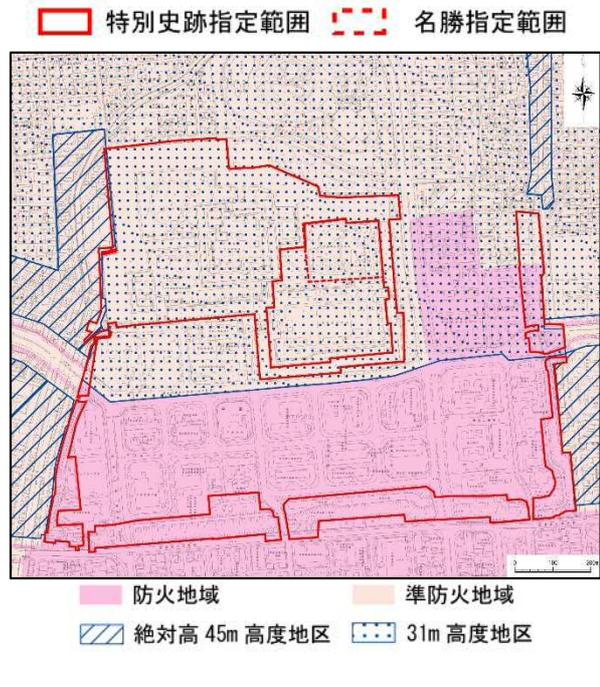


図 2-21 防火・準防火地域、高度地

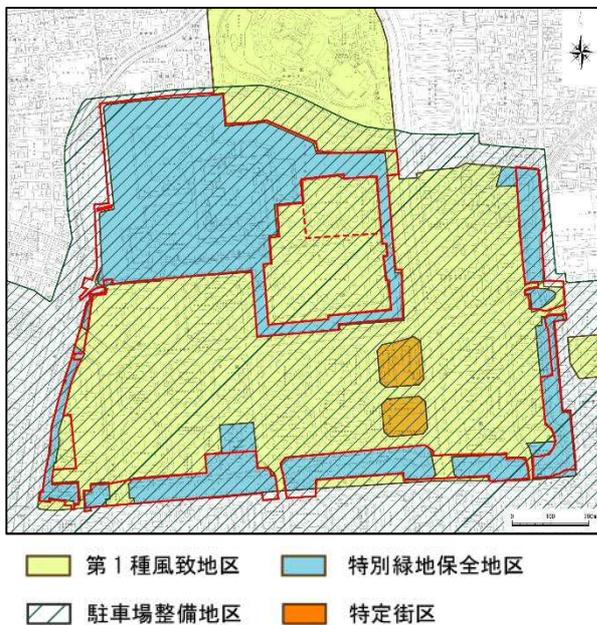


図 2-22 その他の地域地区



図 2-23 都市施設

2) 文化財保護法に基づく規制等

■特別史跡名古屋城跡

特別史跡名古屋城跡は、文化財保護法に基づき保護されている。文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定され、その形状や景観を変化させる行為、史跡の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならない。同項第3号には、文化庁長官が現状変更等の許可を与える場合、必要な指示や停止を命令することができる」と規定されている。

また、文化財保護法第184条第1項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる」と規定されており、同法施行令第5条第4項1号において、この現状変更等の許可（許可の取り消し及び停止命令を含む）事務のうち、市の教育委員会が指定されており、現在、名古屋市教育委員会がこれに該当する事務を行っている。

■周知の埋蔵文化財包蔵地

特別史跡指定範囲は全域にわたり「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の掘削等を伴う工事を行う場合は、工事の種別や規模にかかわらず、工事着手予定日の60日前までに文化財保護法第93条第1項に基づいて届出を提出することが義務付けられている。特別史跡指定範囲とその周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地は、下図の通りである。

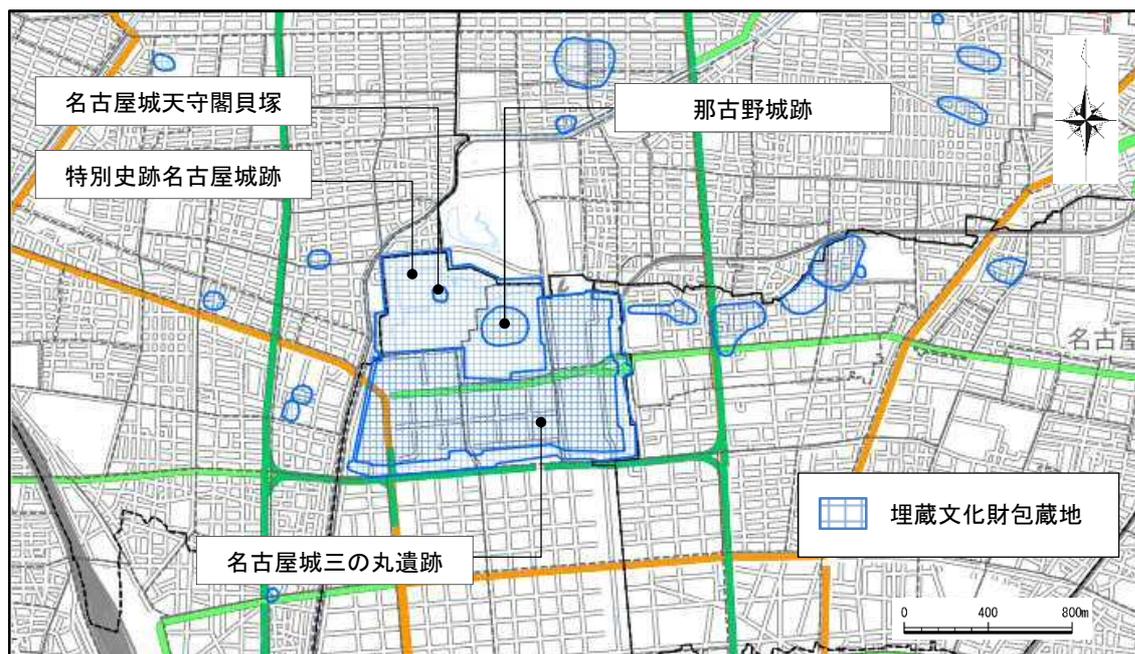


図 2-24 周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

■都市公園内の許可に関する制限等

前述した通り、特別史跡指定範囲はほぼ全域にわたり都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者（名古屋市）以外の者が公園施設を設け、または管理する場合は許可が必要である。

平成29年度（2017）に本市が都市公園法に基づく設置許可等を行ったもの（常設施設のみ）は、以下の通りである。

その他イベントなどの開催時に一時的な設置等の許可を行っている。

表 2-10 名古屋城における設置許可等の実績（平成29年度）

	施設名	用途	申請者	許可期間	当初許可年月日
設置許可施設	倉庫・更衣室	倉庫・更衣室	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	写真師詰所	係員詰所	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和36年9月1日
	内苑売店（倉庫・更衣室）	商品倉庫・更衣室	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和34年10月1日
	レストハウス（きしめん亭）	厨房・商品倉庫・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	コインロッカー（東門券売所）	荷物預かり	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	飲料水自販機（深井丸展示場）	飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	正門総合案内所休憩所	荷物預かり・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	二の丸休憩所	飲料水販売・倉庫移動売店	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
管理許可施設	（一財）名古屋城振興協会事務所	事務所	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	正門横売店・食堂	土産品販売・飲食飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	御深井丸展示館	郷土資料展示	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	内苑売店	土産品・飲料水販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和34年10月1日
	レストハウス（きしめん亭）	飲食	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	天守閣売店	土産品販売・観覧用	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和35年4月1日
	天守閣倉庫	商品倉庫	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	
	二の丸茶亭	抹茶販売	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	昭和44年10月1日
	木造倉庫	物品倉庫	名古屋城振興協会	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成25年1月18日
	本丸御殿ミュージアムショップ	土産品販売	株ノムラディベロップメント	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日	平成28年9月18日

※常設施設のみ記載

2-2-5 周辺環境

名古屋城は清須越^{きよすごし}によって城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移し、築城とともに城下町が形成されたため、名古屋城に関連する多くの遺構が存在している。また、近代の産業都市の形成において大きな役割を果たしてきた近代遺構なども点在している。

これらの遺構等は、名古屋城とともに名古屋の歴史を刻んできた重要な要素であり、後世に名古屋の歴史を伝える貴重な資産であるといえる。

■関連計画における歴史的風致地区

『名古屋市歴史的風致維持向上計画（平成 26 年策定）』では、名古屋市の維持向上すべき歴史的風致地区として、名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味地区^{しだみ}の 3 箇所を重点区域に設定している。

名古屋城周辺地区では、古地図に見られる城下町の範囲、若宮祭、名古屋まつり等において山車の運行経路となっている範囲及び町並み保存地区（白壁・主税・榑木地区^{ちからしゆもく}、四間道地区^{しげみち}）の範囲などにより、区域を定めている。

この区域は名古屋城築城によって新たに築かれた城下町であることから、築城以来歴史と文化を育んできた場所であり、名古屋城に関連する文化財や遺構等が点在している。

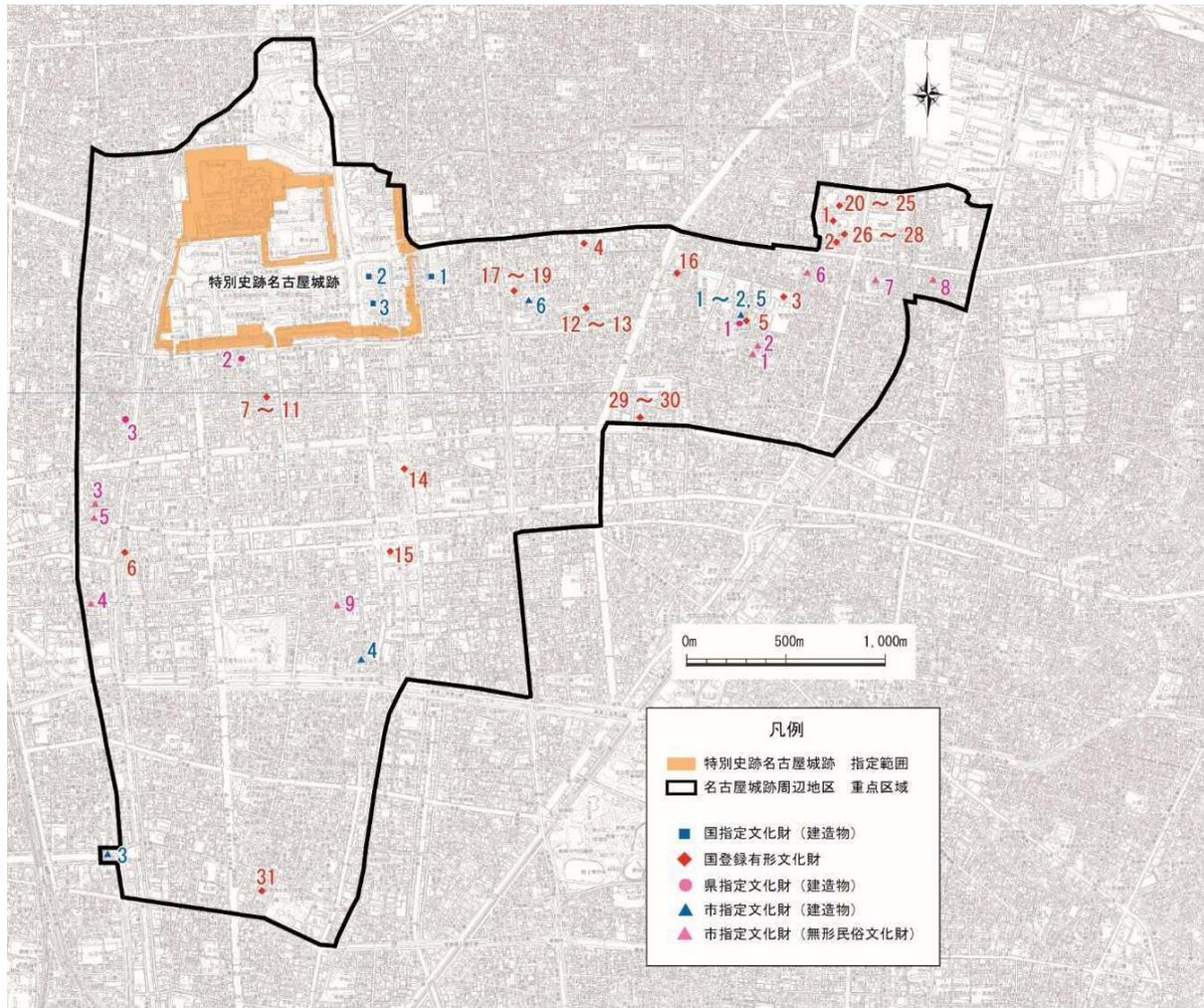
■名古屋城周辺地区における歴史資産など

名古屋城周辺地区にある文化財保護法等に基づく文化財や、景観法等に基づく都市の景観形成上重要な建築物等について、以下のとおり表にまとめ、分布図を示す（平成 27 年(2015)7 月時点）。

表 2-11 名古屋城周辺地区における歴史資産

区分	概要	件数
国指定文化財	文化財保護法により指定されたもの	建造物：3 件
県指定文化財	愛知県文化財保護条例に基づき指定されたもの	建造物：3 件
市指定文化財	名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき指定されたもの	建造物：6 件 無形民俗：9 件
国登録文化財	文化財保護法により登録されたもの	有形：31 件
景観重要建造物	景観法及び名古屋市都市景観条例に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するもの	建造物：5 件
都市景観重要建築物	名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値がある建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を指定	建造物：18 件 樹木：3 件
認定地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 2 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が認定を行ったもの	建造物：26 件
登録地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 4 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が登録を行ったもの	建造物：23 件

※名古屋城の文化財を除く



◆ 国登録有形文化財

NO.	名称
1	徳川美術館本館
2	徳川美術館南収蔵庫
3	東海学園大講堂
4	金城学院高等学校 栄光館
5	建中寺徳興殿
6	旧加藤商会ビル
7	料亭河文主屋
8	料亭河文表門及び塀
9	料亭河文新用亭及び渡廊下
10	料亭河文用亭
11	料亭河文厨房
12	旧川上貞奴邸主屋
13	旧川上貞奴邸蔵
14	名古屋テレビ塔
15	オリエンタルビル屋上観覧車
16	名古屋陶磁器会館
17	カトリック主税町教会信者会館
18	カトリック主税町教会司祭館
19	カトリック主税町教会練瓦塀
20	徳川黒門
21	徳川園邸長屋
22	徳川園邸
23	徳川園釣瓶井戸
24	蓬文庫旧書庫
25	藤山堂
26	徳川美術館山の茶屋
27	徳川美術館心空庵及び餘芳軒
28	徳川美術館餘芳軒東屋
29	日本陶磁器センター旧館
30	日本陶磁器センター新館
31	鷹堂寺本堂

■ 国指定文化財（建築物）

NO.	名称
1	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎
2	名古屋市庁舎
3	愛知県庁舎

● 県指定文化財（建築物）

NO.	名称
1	建中寺徳川家霊廟
2	東照宮社殿
3	伊藤家住宅

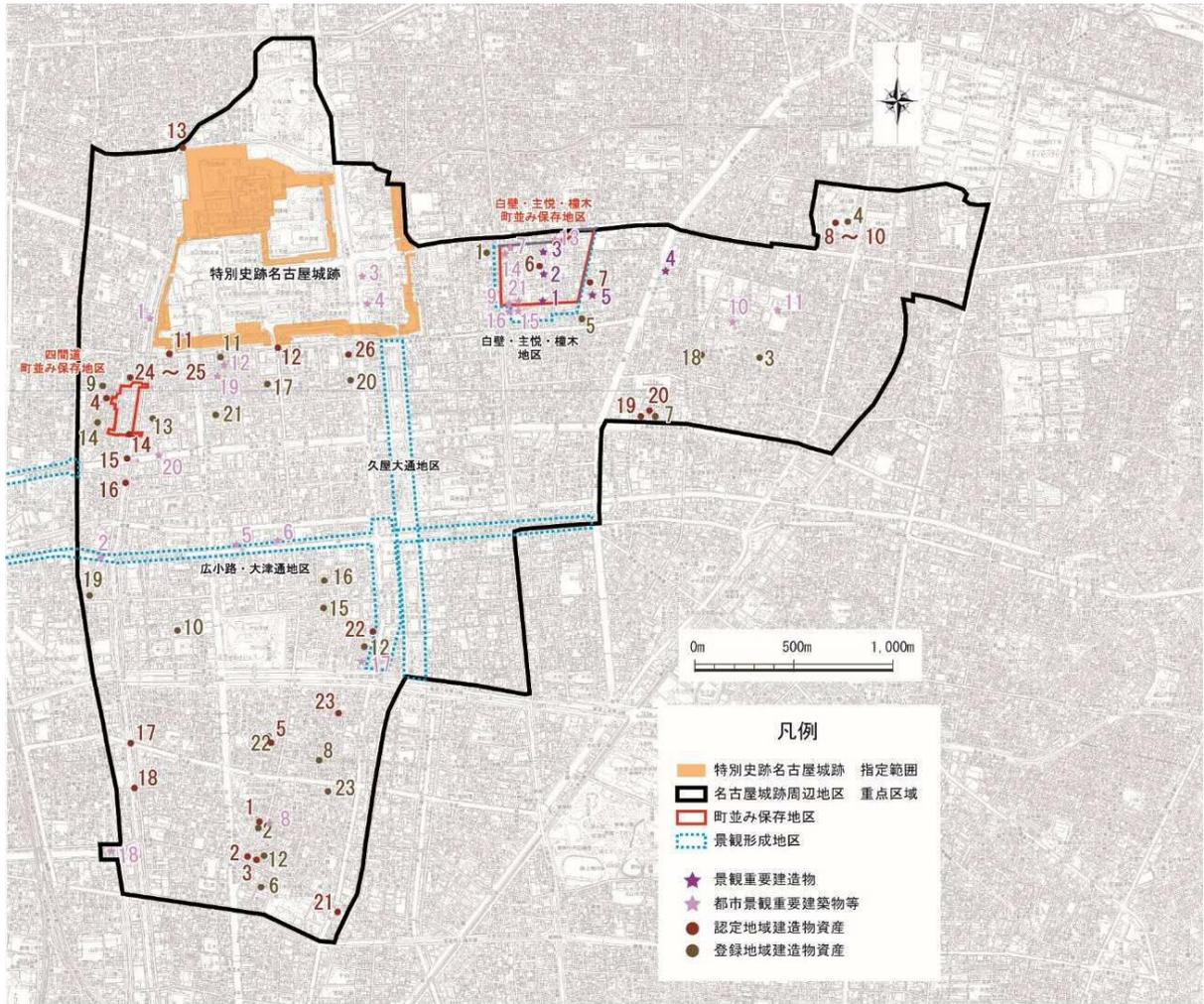
▲ 市指定文化財（建築物）

NO.	名称
1	建中寺総門・三門・鐘楼・御成門
2	建中寺本堂・経蔵（附棟札1枚）
3	松重閤門
4	浄瑠璃寺
5	建中寺開山堂（附棟札1枚）・源正公（徳川光友）廟
6	井本家住宅

▲ 市指定文化財（無形民俗文化財）

NO.	名称
1	簡井町天王祭の山車行事と神皇車
2	簡井町天王祭の山車行事と油取車
3	花車神明社祭の山車行事と二福神車
4	花車神明社祭の山車行事と唐子車
5	花車神明社祭の山車行事と紅菱神車
6	出来町天王祭の山車行事と唐子神車
7	出来町天王祭の山車行事と河水車
8	出来町天王祭の山車行事
9	若宮祭りの山車行事と福祿寿車

図 2-25 名古屋城周辺地区の歴史資産分布図（文化財）



★ 景観重要建造物

NO.	名称
1	文化のみち堀木館
2	櫻井家住宅
3	旧春田鉄次郎邸
4	名古屋陶磁器会館
5	文化のみち三葉館(名古屋市旧川上貞奴邸)

★ 都市景観重要建築物等

NO.	名称
1	五条橋
2	納屋橋
3	名古屋市役所本庁舎
4	愛知県庁本庁舎
5	株式会社三井住友銀行名古屋支店
6	旧名古屋銀行本店ビル
7	旧豊田家門・塙
8	山田屋総本店
9	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館
10	建中寺総門・山門・御成門・本堂・鐘楼
11	東海学園講堂
12	奥照宮本殿
13	倉城学院堂光館
14	旧杉本 棧
15	伊藤家住宅
16	大森家住宅
17	勝堂寺本堂・山門・大鼓楼・鐘楼
18	中川運河松重関門
19	長島町通のクスノキ
20	桜通のイチヨウ並木
21	カトリック教会のケヤキ

● 認定地域建造物資産

NO.	名称
1	有限会社柏畑紙店
2	合会社美濃佐商店
3	めん処天酒屋
4	ホンボウ (旧名称: 御本坊筋長屋)
5	高土浅間神社
6	旧豊田兵助邸
7	主税町長屋門
8	徳川園山門
9	徳川園蔵長屋
10	徳川園蔵山荘
11	御園橋
12	本町橋
13	筋違橋
14	中橋
15	桜橋
16	伝馬橋
17	岩井橋
18	白産橋
19	日本陶磁器センタービル
20	エザキ株式会社
21	REAL Style
22	安藤七宝店「七寶蔵部」
23	大須木造三階建
24	清愛貴(まあき)(旧名称: 杉本家 蔵)
25	旧ヤマウ商店 蔵
26	伊勢久株式会社 本社社屋

● 登録地域建造物資産

NO.	名称
1	名古屋聖マルコ教会聖堂
2	ガット・デュラメルスリアン
3	藤井小学校
4	藤左文庫旧書庫
5	宗興山禅院寺
6	兼堂寺
7	本洋ビル
8	珈琲ぶりこ
9	松川屋
10	有限会社 澤田商店
11	織と染 加島屋
12	荒木芳風園
13	日本料理 夢うさぎ
14	中村家住宅
15	早川商店
16	料亭 鳥茂
17	日本料理 新
18	個人住宅
19	(有)かわ秀旅館
20	名古屋コーナン とり菓
21	有限会社 平野染色
22	大須演芸場
23	割烹 大賢

図 2-26 名古屋城周辺地区歴史資産分布図(景観)

第2章

特別史跡名古屋城跡の概要